

内閣と並び立つ能はず謹て上奏以て罪を埃つ 陛下畏くも誓文の意に基かせられ大詔を下し在廷の臣僚及帝國議會の各員に告げ和協の道に由り以て大事を補翼し有終の美を濟さんことを望み特に閣臣に命ずるに行政各般の整理を以てし給へり國務大臣も亦陸渥の聖旨を奉じ第五期帝國議會を期し政綱を振厲し政費を節減し海軍を釐革せんことを誓へり是に於て舉國の民 陛下が輿論を嘉納し給ふを聽き額手して第五期帝國議會を埃ち來蘇の慶あらんことを翹望せり然るに閣臣の經營一時を彌縫するに止まり政綱未だ振厲せず海軍未だ釐革せず惟僅に費途を節し吏員を沙汰し以て大事を摸稜するに過ぎず特に外政に至りては偷安姑息唯外人の歡心を失はんことを是れ畏れ内外親疎輕重の辨別を顛倒するに至る是れ臣等が偏に聖旨に背戾せんことを恐れ戰兢自ら安んずる能はざる所以なり臣等區々の微衷恭しく大詔に違ひ經綸を劃し至誠以て天意に奉答せんと欲すと雖も閣臣常に和協の道に背き臣等をして大

政翼贊の重責を全ふする能はざらしむ此を以て臣等閣臣に信を置
く能はざるなり今にして之を匡正せずんば臣等竊に恐る憲政内に
紊亂し國威外に失墜せんことを是れ臣等か默せんと欲して默する
能はず敢て赤心を披瀝し闕下に陳奏する所以なり仰き願くは 陛
下覆載の聖恩を敷き日月の照鑑を垂れ玉はんことを衆議院議長臣
楠本正隆誠恐誠謹み奏す

●再度の解散

○奏議不省、解散 衆議院上奏の翌二日、宮内大臣勅を奉して聖旨を傳達す。曰く「衆議院の上奏は御採用相成らず、上奏に對しては別段書面を以て勅答あらせられず」と。頃刻にして政府は衆議院解散の詔勅を傳達したり。

○解散の理由、閣臣の奏議 今次政府は解散奏請の表文を公示し

て解散の理由を明かにせり。左の如し。

臣等叨に重任を忝くし未だ報効する所あらず惟た仰いて聖旨を奉體し一定の廟謨を恪守して内は庶政の整理に外は國權の恢張に順次計畫し歩を逐て施措し經費の節減すべきは及ぶ所之を節減し冗官の沙汰すべきは及ぶ所之を沙汰し臣民の災害疾苦は敢て救濟を怠らず國防の急務は敢て經營を缺かず日夜汲々として仍及ばざらんこと々恐る殊に中外交渉の大事は一日の緩慢を容れず而して責に重局に任ずる者は一步遲疑するを容るゝ時に非ざるを知る是れ臣等が驚鈍を顧みず心力を瘁盡し艱險を排除して以て中興の偉業を九仞に贊襄し維新の國是を一貫に翼成せんと期する所以なり豈他あらんや不幸にして臣等が微衷未だ衆議院の諒する所と爲らず内治外交俱に職責を失ふと爲し群議益出以て聖聽を煩はすに至る臣等恐懼自ら措く所を知らず顧るに國家の大計は放言壯語の能く了する所に非ず臣等唯々維新の國是は中道にして廢沮すべからず

百年の大計は群議の爲に敗壞すべからざるを信し専ら國家の隆昌臣民の幸福を重んじ茲に衆議院解散の命を奏請し伏して陛下の明斷を仰ぐ謹て奏す

第四章 雜 纂

○兩院通過法律案件銘 當期議會の接受したる法律案の數は百餘

件にして、其兩院を通過したるものは左の二十三件なり。皆な政府の提出する所にかゝり、議員提出の人權其他に關する法律案は一も兩院の決定を経ずして止む。

綿絲輸出税免除法律案○越中國伏木後志國小樽兩港に於て露領沿海州薩哈連島及朝鮮國貿易に關する船舶出入及貨物積卸許可法律案○膽振國室蘭港を特別輸出港に追加法律案○琉球國那霸港に於て清國貿易に關する船舶出入及貨物積卸許可法律案○實業教育費

國庫補助法案○鐵道比較線路決定に關する法律案(六件)○豫定鐵道線路中私設鐵道會社に敷設許可の件に關する法律案(三件)○鐵道敷設法中改正法律案○國事に關する犯罪の爲め諸祿を沒收せられたる者に關する法律案○國稅徵收法中改正法律案○明治二十二年勅令第四百一十一號第一條改正法律案○明治二十三年法律第四號中改正法律案○軍用電信條例法律案○陸軍召集旅費支出に關する法律案○東京砲兵工廠据置運轉資本増加に關する法律案○國庫金出納上一時貸借に關する法律案(以上政府提出)

○二十七年追加豫算 政府は明治二十七年總豫算追加案五號を當期議會に提出す。其通計歲入三百九十七萬八千七百二十九圓にして、歲出七百二十七萬六千二百九十六圓なり。衆議院は原案より約二割を減じて之を可決したりと雖も、未だ貴族院の議に上らず。外に追加豫算案一號の提出を見たりと雖も、是れ亦未決に止む。

○決算受領 政府は明治二十四年度總決算並に同特別會計決算を當期議會に提出したり。帝國議會が決算を受領するは實に此に始まる。此を以て兩院は決算委員を常任し、決算検査の權限及び其手續等を研究し、將に検査に着手せんとするの際、忽ち衆議院解散・貴族院停會の詔勅を拜せり。(二十四年度決算歲入出額の表示は之を第八議會の部に譲る)

○豫備金及剩餘金等の支出、衆議院の問責決議 政府は明治二十五年第一第二豫備金の幾んど全部を使用し盡し、當期議會の承諾を求め來り、兩院は共に之に承諾を與へたり。又政府は第六議會召集の前月、國庫剩餘金六百萬餘圓を支出して和歌山外數縣の水害補助費及其他の經費に充て、中央備荒貯蓄金二十五萬餘圓を支出して佐賀外數縣の災害救濟補助費に充て、其事後承諾を當期議會に求め來る。國庫剩餘金支出の當否に關する伊藤内閣の解釋は貴族院一議

員の質問に對する答辯之を明にす。曰く「國庫剩餘金を以て豫算外又は豫算超過の支出を爲すに就ては、憲法上何等の規定を設けず。故に政府は國家の急務に對して之を支出し、憲法第六十四條第二項に依り帝國議會の承諾を求む」と。是れ全然松方内閣の解釋と相一致するものなり。衆議院は此解釋に反對し、本件豫算外支出を以て憲法に違反し、及び事實上緊急處分を要せざるものと認め、之が事後承諾を拒み、別に一決議案を可決し、此違法不當の支出に關して内閣大臣の處決を促かしたり。此決議の翌日、衆議院は前章彈劾上奏の爲に解散せらる。

○**條約改正の質問決議及建議案**

總理大臣の衆議院に於ける演說に由り、何人も政府が現に條約改正談判進行中なるを知り、又其成立を見ること遠きにあらざるを推測す。此に於て衆議院の民黨は其

進行の程度及び方針に關して質問書を發したるに、政府は之を公言するは國際の常規に反し且つ國家の利益に害ありとの理由を以て答辯を拒絶せり。又自由黨は第四議會衆議院の上奏したる主旨に基き速かに條約改正を遂行すべしとの建議案を提出したるに、對外問題に關する各派の形勢に變化を來したるの結果、百四十に對する百五十を以て建議案を否決したり。又衆議院は全院の一致を以て左の決議案を可決し、以て條約改正に關聯せる帝國議會の協賛權を明にせり。

條約の改正は天皇の大權に屬すと雖も之が爲め新に法律の制定を要し又は法律に變更を生ずべき事項及び租税の賦課に變更を生ずべき事項は帝國憲法第五條第三十七條第六十二條及び第六十三條に據て當然帝國議會の協賛を経べきものとす茲に之を決議す

○貢租引當米過剩金下渡請願、井上馨の舊惡追責決議 山口縣民某より貢租引當米過剩金下渡の請願を衆議院に提出す。請願委員の一人齋藤珪次は本件に關して數時間の長演説を試み、驚くべき事實を摘發し、本件請願は直ちに取て以て政治問題に供するに足ると爲し、之を審査せんが爲に特別委員を擧ぐるの動議を提出したり。

(註)本件請願の事實を摘記すれば下の如し○明治の初年、山口縣廳は人民貢租の引當として玄米を土地所有者に徴し、之を販賣して貢租に充て、殘餘は之を豫納者に返附するの制を設く。當時の米價能く貢租に充て、餘りあるに拘らず、縣廳は其過剩金を返附せず、其額積て巨萬に至る。現任内務大臣井上馨當時恰かも大藏大輔の職に在り。縣令中野某と結托し、不當の低價を以て該貢米を收得し、其差金を利して以て私財を豊にす。人民は過剩金の返附を求むること切なりと雖も、事要路の顯官に聯るを以て、有司之を斷する能はず。人民積年の哀訴毫も其効なく、却て警吏縣官の壓迫を受け、多大の苦辛を累れて遷延今に至り、茲に帝國議會に對して之れか救済を求めんと擬す。是れ本件請願の起る所以の概要なり○演説者は本件請願に關聯せる諸多の事實を暴露し、井上馨の不義惡徳を許き、彼れか官職を利して常に投機商業を營みたること、大阪に藤田組なる

ものを起して自ら事實上の主宰者なりしこと、藤田組をして盛に賄賂を當路者に行使せしめ、以て益々其業務を擴張したること、明治七年の對清談判、及び同十年の西南戰爭に際し、政治上及び軍事上の機密を藤田組に漏らし、以て不正の利益を其間に收めたること、軍機漏洩に關しては陸軍部内の顯官亦之れに關與したること等を列擧し、而して以上の各事實は夫の藤田組贖札事件の際、關係者の家宅を搜索して押收したる書類を以て一々之を證明し、山口縣貢米費消事件と藤田組贖札事件とは彼此相關聯せる事實なりと爲し、當路情實に泥みて此重大事件の審理彈究を懈りたるのみならず、寧ろ故らに之を曲庇掩蔽したる内情を説き、本件は十分に政治問題と爲すの價值あるを論じて特別委員選舉を要求したり。

衆議院は右の動議を容れ、九名の委員を擧げて之を審査せしむ。委員會は證據に徴して詳かに調査を遂ぐ。本件貢米過剩金下渡の請願は之を採擇すべからざるに一致し、又陸軍部内の某々顯官が軍機を漏泄したりとの事實を認めず。獨り井上馨の行爲に關しては議論二派に分れ、多數委員は委員會の調査したる證據書類にては其事實を

確認するを得ずと爲し、假りに其事實ありと爲すも、以て今日の政治問題と爲すに足らずと論じ、少數委員は現在の證據を以て事實の有的を斷ぜんとし、議論相合せずして兩様の報告を爲す。本會議は討論を累ね、井上の行爲に關しては少數意見を採用し、其他は委員會の報告を可決したり。採用せられたる少數意見左の如し。

井上馨君は大藏大輔在職中當時縣令たる中野梧一と謀り米の賣買に關係したるものと認め、○明治九年後井上馨君は身樞要の地位に在りて藤田組に關係し陰に商賈を爲し高官に賄賂を贈りしことを關知したるものと認め○以上の如く認定するを以て井上馨君の行爲を不當とす

第七回帝國議會

第一章 召集前記

●對清開戰

○韓國の禍亂、日清交渉、開戰 帝國々内に於て官民互に相衝突し、政爭其極に達するの際、會々韓國に東學黨の變あり。暴徒の勢頗る猖獗にして、其政府の力自ら以て之を鎮定する能はず。清國は乘して而して吞噬の宿望を達せんことを期し、辭を屬邦保護に籍りて續々兵を韓國に進む。我亦兵を出して不虞に備へ、更に清國と協同して韓國の稅政を釐革せんことを期し、交渉數次に及ぶと雖も、清國は種々の辭柄を設けて之を拒み、且つ帝國の獨力扶掖に百方妨

碍を試みたり。既にして兩國の兵勇屢々韓國内地に衝突し、次て七月二十五日^{二十}豊島沖の砲火と爲り、我皇遂に八月一日を以て宣戰の詔勅を發し、茲に兩國は干戈の間に相見ゆるの已むべからざるに至れり。

○開戰の理由 宣戰の詔勅中、左記一節は即ち開戰の理由を表示したるものなり。

朝鮮は帝國か其の始に啓誘して列國の伍件に就かしめたる獨立の一國たり而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に其の内政に干渉し其の内亂あるに於て口を屬邦の拯難に籍き兵を朝鮮に出したり朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たしめ以て東洋全局の平和を維持せむと欲し先づ清國に告ぐるに協同事に従はむことを以てしたるに清國は翻て種々の辭柄を設け之を拒みたり帝國は是に於て朝鮮に勸むるに其の稅政を釐革し内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせむことを以てしたるに朝鮮は既に之を肯諾したるも清國は終始陰に居て百方其の目的を妨礙し剩へ辭を左右に托し時機を緩にし以て其水陸の兵備

を整へ一旦成るを告ぐるや直に其の力を以て其の欲望を達せむとし更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要撃し殆ど亡狀を極めたり即ち清國の計圖たる明に朝鮮國治安の責をして歸する所あらざらしめ帝國が率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位は之を表示するの條約と共に之を蒙晦に付し以て帝國の權利利益を損傷し以て東洋の平和をして永く擔保なからしむるに存するや疑ふへからず熱々其の爲す所に就て深く其の謀計の存する所を揣るに實に始めより平和を犠牲として其の非望を遂げむとするものと謂はざるへからず事既に茲に至る狀平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なりと雖亦公に戰を宣せざるを得ざるなり云々

外交及軍事

○日韓關係 清國が韓國協同扶掖の我が提議を排拒するや、我帝國は獨力を以て其任に膺り、内政の釐革すべき項目を指摘して韓廷の反省を促かし、別に京釜間軍用電信架設權等を要求し、且つ在韓清兵擊退の處分を迫る。韓廷依違、後ち皆な之を諾し、先づ清韓條約

を廢棄し、而して清兵擊退に關しては一に帝國の援助を得んことを要求したり。既にして宣戰の詔勅煥發の後、獨立表彰・内政改革に關して日韓兩國間に暫定條約を締結し、又清兵擊退に關して日韓攻守盟約を結びたり。時に交戰尙條初期に屬し、勝敗固より未だ明かならず。爲に韓廷は形勢を觀望し、内政改革の事遲々として甚だ進まず。

○列國の舉措、局外中立　清國は當初頗る我を侮蔑し、忌憚なき行動を韓國に試みたりと雖も、我帝國の決心意外に強硬にして、危機刻々に迫るを見るに及んで、俄かに歐米列國に哀訴して調停を求む。露國先づ之を諾し、帝國に提言するに兩國同時撤兵の議を以てす。帝國政府は之に對て曰く「韓國の内亂全く鎮定し、將來何等危惧なきの情態に到達せば、則ち軍隊を彼國より撤するを辭せず」と。

英國亦居中調停の勞を取り、清國政府が韓國扶掖に關して再び日本政府と商議せんとするの意あるを告げ、以て帝國政府の再慮を促したりと雖も、遂に何等の効果を奏するに至らず。其他歐米列國、皆な帝國の韓國に對する行動に注視し、間々異論抗議を挾む者あるに至る。帝國は百般障礙を排除して既定の方針を進め、遂に平和の破裂と爲る。此に至りて列國皆な沈黙し、概ね局外中立を宣言す。

○戰鬪情況　開戰以來、帝國は連りに海陸大軍を清韓方面に派遣し、太露亦廣島に進轉す。既にして陸に於ては平壤の大捷あり。海に於ては黃海の偉績あり。前途の勝算略々此時に定まる。

●條約改正

○政府の秘密主義、抑壓手段

帝國政府は一方清國に對して戰を

交ゆると共に、其間、乘して締盟列國との條約を改正す。政府の其事業を進行するや、努めて之を秘密に付したりと雖も、事情端なく民間に漏る。民間黨の一部は、其約款中に國權國利を損するものあるを認め、其自ら信する對等條約の本義を列舉決議し、文面上の對等に満足せずして必らず實質上の對等條約を得んことを期する旨を宣言し、以て國論を喚起し、以て政府に警告す。政府は見て以て大政の進路を妨害するものと爲し、嚴に言論集會を抑壓し、條約問題に關して一言可否の評を挾むを得ざらしめ、此非常手段の下に談判を進行したり。

○日英改締條約、議定書、通知書 帝國政府は先づ條約改正の議を英國政府に提し、彼國駐紮の我公使(青木周藏)をして彼國外務大臣と交渉を累ねしめ、談判幾月、議全く熟し、明治二十七年七月十六日約

書に調印を了し、直ちに兩國主權者の批准を経、八月二十七日勅令を以て之を公布す。兩國委員は條約と同時に議定書に調印し、又外交通知書を交換したり。此條約は文面上粗々對等の體を具したりと雖も、其後副の一部、及び附屬議定書に於て帝國の偏務責任を掲げ、全然條約正文の對等主義を抹殺し、且つ外交通知書を以て法典實施を約し、其全部實施せらるゝに至るまでは條約實施の通知を爲さ、ることと定めたり。又議定書は輸入税に關して頗る綿密なる規定を設けたりと雖も、之に關して議會の協賛を求めず、又主權者の批准を経ず。且つ之を公布するに正式の發令手續を以てすることなし。

○列國改締條約 日英條約に續て他の締盟列國と條約を改締す。概ね準を日英改締條約に取る。

●議員

○衆議院議員總選舉(第四回) 議員名錄附議員異動 九月一日衆議院議員臨時總選舉を行ふ。其結果及び爾後の異動左の如し。

△東京府(定員十) 第一區末吉忠晴○第二區山田忠兵衛○第三區中

島又五郎○第四區楠本正隆(退職、濱口吉右衛門補闕當選)○第五區仲直之助○第六區須藤時一郎○第七區角田眞平(辭職、松田秀雄補闕當選)○第八區田口卯吉○第九區鳩山和夫○第十區濱野茂○第十一區橋本省吾○第十二區高木正年○第十三區石坂昌孝(辭職、森久保作藏補闕當選)○同區中村克昌

△京都府(定員七) 第一區堀田康人○第二區竹村藤兵衛○第三區安田益太郎○第四區喜多川孝經○第五區河原林義雄○同區石原半右衛門○第六區稻葉市郎右衛門

△大阪府(定員十) 第一區粟谷品三(死去、田中市兵衛補闕當選)

○第二區豊田文三郎(死去、松本重太郎補闕當選)○第三區前川楨造○第四區中野治兵衛○同區秋岡義一○第五區中野廣太郎○第六區南野道親(復姓菅野)○第七區東尾平太郎○第八區櫻井義起○第九區佐々木政文

△神奈川縣(定員五) 第一區島田三郎○第二區山田泰造○第三區徳増源太郎○第四區山田嘉穀○第五區水島保太郎

△兵庫縣(定員十) 第一區鹿島秀麿○第二區花木甚右衛門○第三區田艇吉(辭職、森本莊三郎補闕當選)○第四區石田貫之助○第五區河野岩吉○第六區西村眞太郎○第七區名倉次○第八區改野耕三○同區肥塚龍○第九區櫻井勉○同區岡精逸○第十區濱田儀一郎

△長崎縣(定員七) 第一區富永隼太○同區家永芳彦(辭職、小川虎一補闕當選)○第二區芦塚省三○第三區志波三九郎○第四區草刈武八郎○第五區宮崎榮治○第六區島村成達

△新潟縣(定員十) 第一區小柳卯三郎○第二區市島謙吉○同區田邊久藏○第三區佐々木松坪○第四區大竹貫一○第五區波多野傳三郎○同區小金井權三郎○第六區內藤久寬○第七區久保田右作○同區岡村貢○第八區室孝次郎○同區太田孫次右衛門○第九區後藤五郎治(死去、市橋藤藏補闕當選)

△埼玉縣(定員八) 第一區高橋安爾○第二區高田早苗○同區福田久松○第三區新井啓一郎○同區野口駿(辭職、長瀬清一郎補闕當選)○第四區堀越寛介○同區湯本義憲○第五區原善三郎(退職、萩野六郎補闕當選)

△群馬縣(定員五) 第一區新井毫○第二區荒井啓五郎○第三區中島祐八○第四區木暮武太夫○第五區眞下珂十郎

△千葉縣(定員九) 第一區千葉禎太郎○第二區小倉良則○同區四宮有信○第三區大須賀庸之助○第四區西村甚右衛門○第五區伊藤徳太郎○第六區君塚省三○第七區高橋與市(當選無效、武井惣左衛門

當選)○第八區小原金治

△茨城縣(定員八) 第一區關信之介○同區關戶覺藏○第二區野口勝一○同區大津淳一郎○第三區濱名信平○第四區赤松新右衛門○第

五區木村格之輔○第六區倉島松男

△栃木縣(定員五) 第一區星亨(辭職、中山丹治郎補闕當選)○第二區新井章吾○同區田村順之助○第三區田中正造○第四區和田方正

(死去、藤田吉亨補闕當選)

△奈良縣(定員四) 第一區中山平八郎○第二區植田理太郎○同區松

尾德三郎○第三區大北作治郎

△三重縣(定員七) 第一區栗原亮一○第二區鈴木充美○第三區木村

誓太郎○第四區土居光華○第五區尾崎行雄○同區森本確也○第六

區深山聳峯

△愛知縣(定員十) 第一區吉田祿在○第二區小室重弘○第三區江崎

均○第四區長谷川龜一郎○第五區伊藤春太郎○第六區鈴木仙太郎

○第七區天埜伊左衛門○第八區早川龍介○第九區今井磯一郎○第十區山本三太郎(死去、小林仲次補闕當選)○第十一區高橋小十郎
 △靜岡縣(定八人) 第一區井上彦左衛門○第二區池谷繁太郎○第三區廣住久道○第四區九尾文六(死去、岡田良一郎補闕當選)○第五區寺田彦太郎○第六區松島廉作○第七區田中鳥雄○同區江原素六
 △山梨縣(定三人) 第一區石原彦太郎○第二區依田道長○第三區加賀美嘉兵衛
 △滋賀縣(定五人) 第一區谷澤龍藏○第二區大原重右衛門○第三區大東義徹○同區西田忠之○第四區脇阪行三
 △岐阜縣(定七人) 第一區大野龜三郎○第二區細井金四郎○第三區野口代治○第四區井深幹○第五區吉田常三郎○第六區淺見與一右衛門○第七區井上利右衛門
 △長野縣(定八人) 第一區小阪善之助○第二區島津忠貞○第三區堀内賢郎○第四區森本省一郎○同區江橋厚○第五區石塚重平○第六

區中村彌六○第七區北原信綱
 △宮城縣(定五人) 第一區草刈親明○第二區武者傳二郎○第三區後藤敏康○第四區千葉胤昌○第五區首藤陸三
 △福島縣(定七人) 第一區佐藤忠望○第二區平島松尾○第三區河野廣中○同區吉田正雄○第四區佐治幸平○同區柴四朗○第五區愛澤寧堅
 △岩手縣(定五人) 第一區谷川尚忠○第二區阿部浩○第三區伊東圭介(死亡、佐藤昌藏補闕當選)○第四區下飯阪權三郎○第五區平田箴
 △青森縣(定四人) 第一區源晟○同區白鳥慶一○第二區工藤行幹○第三區菊池九郎
 △山形縣(定六人) 第一區佐竹正詮○同區佐藤里治○第二區山下千代雄○第三區秋保親兼○同區齋藤良輔○第四區重野謙次郎
 △秋田縣(定五人) 第一區目黒貞治○第二區成田直衛○第三區橋本

平左衛門○第四區阪本理一郎○同區沼田宇源太
 △福井縣(定員) 第一區竹尾茂○第二區坪田仁兵衛(死去、大針德
 兵衛補闕當選)○第三區久保九兵衛○第四區小畑岩次郎
 △石川縣(定員) 第一區松田吉三郎○同區吉本榮吉○第二區杉村
 寬正○第三區津田嘉一郎○同區眞館貞造○第四區百萬梅治(死去、
 竹内虎松補闕當選)

△富山縣(定員) 第一區金岡又左衛門○同區内山正治○第二區漆
 間民夫○第三區南島間作○第四區島田孝之

△鳥取縣(定員) 第一區石谷董九郎○第二區田江彌三郎(死去、西
 谷金藏補闕當選)○第三區門脇重雄

△島根縣(定員) 第一區園山勇○第二區鈴江泰藏○第三區石橋孫
 八○第四區恒松隆慶○第五區堀昌造○第六區渡邊新太郎

△岡山縣(定員) 第一區立石岐○同區竹内正志○第二區大石廉○
 第三區犬養毅○第四區守屋此助○第五區佐藤兵八○第六區井手毛

三〇第七區直原守次郎

△廣島縣(定員) 第一區富永正男○同區佐々木高榮○第二區小鷹
 狩元凱○第三區金尾稜嚴○第四區和田彦次郎○第五區賴俊直○第
 六區秋山忠夫○第七區和氣清太郎○第八區井上角五郎○第九區永
 井穎雄

△山口縣(定員) 第一區吉富簡一○同區河北勘七○第二區西村禮
 作○第三區梶山鼎介○第四區磯邊十藏○同區阪田昌熾○第五區小
 田伴輔(辭職、山本六彦補闕當選)

△和歌山縣(定員) 第一區岡崎邦輔○同區太田信一○第二區望月
 右内○第三區山本隆太郎○同區小幡儼太郎

△德島縣(定員) 第一區湯淺貞太郎○第二區坂東勘五郎○第三區
 武市彰一○第四區橋本久太郎○第五區阿部興人

△香川縣(定員) 第一區中野武營○第二區小西甚之助○第三區鎌
 田勝太郎(辭職、綾井武夫補闕當選)○第四區三崎龜之助(辭職、景

山甚右衛門補闕當選)○第五區森輝見

△愛媛縣(七人) 第一區宮内治三郎○同區鈴木重遠○第二區村上

芳太郎○第三區重岡薰五郎○第四區藤田達芳○第五區兵頭昌隆○
第六區末廣重恭(死去、今西幹一郎補闕當選)

△高知縣(四人) 第一區小松三省○第二區片岡健吉○同區林有造

○第三區西山志澄

△福岡縣(九人) 第一區權藤貫一○第二區藤金作○同區多田作兵

衛○第三區平岡浩太郎○第四區佐々木正藏○第五區中村彦次○第
六區立花親信○第七區福江角太郎○第八區堤猷久

△大分縣(六人) 第一區毛利莫○第二區箕浦勝人○第三區朝倉親

爲○第四區廣瀬貞文○第五區元田肇○第六區江島久米雄

△佐賀縣(四人) 第一區江藤新作○同區武富時敏○第二區松尾寛

三○第三區二位景暢

△熊本縣(八人) 第一區佐々友房○同區古莊嘉門○第二區戸田熊

彦(死去、村上一郎補闕當選)○第三區澁江公寧(死去、佐伯誠一郎

補闕當選)○同區紫藤寛治(死去、武藤一忠補闕當選)○第四區紫

垣伴三(退職、藤岡常彦補闕當選)○第五區田村政(復姓宗像)○第

六區小崎義明

△宮崎縣(三人) 第一區川越進○第二區肥田木基昌○第三區小林

乾一郎

△鹿兒島縣(七人) 第一區厚地政敏○第二區折田兼至○第三區長

谷場純孝○第四區柏田盛文○第五區河島醇(辭職、有村連補闕當

選)○第六區蒲生仙○第七區大島信

○貴族院議員異動 第六回議會貴族院停會より第七回議會閉會に

至るまで、同院議員の異動左の如し。

△勅任 中島信行○千坂高雅○調所廣丈

△補闕當選 飯淵七三郎○根岸武香

△辭職 關口彌五○若尾逸平
△死亡 山口尙芳○中井弘

◎政黨及政府

○解散當時の政界 第六回議會の解散せらるゝや、國民は以て同一問題に依りて解散を連施したるものと爲し、痛く政府の處置を難し、政界著しく活氣を呈したり。就中政府反對黨は内政に於て政府の非立憲的行動を攻撃すると共に、又盛に外交政策の軟弱なるを咎め、勵聲極力以て一世を鼓舞す。政府は極端なる彈壓手段を以て之に臨み、政社法を履行して政社の聯結を禁じたるを以て、民黨各派は別に中央政社を組織し、二三の代表者其政社に投して各派の氣脈を通ず。政府の彈壓益々加はるに及んで、其反動は益々各派の結合

を固ふし、皆な必らず新選議會に現内閣を倒して宿望を報ひんことを期せざるはなし。

○東洋の風雲と政局の變化、舉國一致 政府と政黨との反目此の如く甚しかりし際、會々東洋の風雲頗る急、策術若し一步を誤らば、其醜果眞に測るべからざるものあり。政府反對黨は深く時局の大勢に慮り、舉國一致以て此際に處することあらんことを期し、乃ち俄かに政府攻撃の鋒を戢め、一意韓國の獨立を扶植するに全力を用ひ、危機益々切迫するに及んで、斷然對清開戰の議を唱へ、之を提げて極力政府に勸告せり。既にして宣戰の詔勅煥發す。各黨派は皆な其主張の容れられたるを喜び、與に共に政府の後援と爲り、政爭全く迹を絶つ。此を以て臨時總選舉の如きも極めて平穩に行はれ、各派の對議會方針の如きも亦政府を援けて開戰の目的を達せんと云ふに

一致し、而して敵國渝盟を悔ゆるの實を現はすに至るまで、幾何の軍費をも吝まらずして交戦を繼續するの必要なる旨を揚言したり。

○議員黨派別 此の如く各派の方針意向悉く一致し、一時殆んど黨派の存在を認めざるの状を呈したりと雖も、試みに總選舉後に於ける衆議院議員の黨派別を擧ぐれば概要左の如し。

自由黨百五人○改進黨四十五人○革新黨四十人○國民協會三十人○小黨派無所屬等合計八十人

(註)小黨派中には財政革新會(四人)中國進歩黨(四人)等を含む。皆從來民黨として行動したるものなり。後ら臨時議會を開くに及んで、舊大日本協會一派の首唱を以て大手俱樂部を組織し、其部員の數二十餘名を數ふ。

○閣員異動 前議會解散後、政府は時局の外交に専らにして復た他を顧るに遑あらず。戰端既に開くるの後、内務大臣井上馨全權公使の任を拜して韓國に赴き、子爵野村靖代を内務大臣に任ぜらる。次

て文部大臣井上毅病を以て其職を辭し、侯爵西園寺公望之に代る。陸軍大臣大山巖征途に上り、其不在中、海軍大臣西郷從道陸軍大臣を兼ねぬ。

第二章 會 期

○召集、會期日數 第七回帝國議會は明治二十七年十月十五日廣島に召集せられ、其會期を一週間と定む。之に關する勅諭は九月二十二日を以て煥發す。左の如し。(勅諭發布より召集までの期間二十二日)

朕惟ふに國家今日の急は軍旅に在り既に大難を進め親く其の事を視る唯立法の要務早を趁ひ議會の協賛を望むものあり乃ち期に先ち帝國議會を召集するの必要を認め茲に来る十月十五日を以て臨時議會を廣島に召集し七日を以て會期と爲すべきことを命ず百僚

臣庶其れ朕が意を體せよ

○貴族院副議長 先きに貴族院副議長侯爵西園寺公望其職を辭し、久しく其員を闕く。茲に侯爵黒田長成其後任を拜す。(十月六日)

○衆議院正副議長 衆議院は召集當日正副議長の候補者を選擧し、左の三名を擧げたり。

議長候補者 楠本正隆○河野廣中○佐々友房

副議長候補者 島田三郎○佐々友房○田口卯吉

各候補者中楠本正隆議長に、島田三郎副議長に各々勅任せらる。

○部屬排置、委員選舉 今回の議會は臨時短期の議會なるを以て、兩院共に前回の部屬を繼續し、委員の選舉亦勉めて簡略に従ふ。貴族院は前回の全院委員長子爵由利公正を重任し、衆議院は末廣重恭を以て全院委員長と爲す。

○開院式、勅語、奉答 十八日、車駕親臨して開院式を行ひ、左の勅語を賜ふ。

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ○朕茲に臨時帝國議會を召集し特に國務大臣に命じて刻下の急要なる陸海軍費に關する議案を提出せしむ○朕は清國が帝國と共に東洋の和平を保持するの任を忘れ遂に今日の事局を見るに至りたるを憾とす然れども釁端既に開く交戦の目的を達せずは以て止むべからず朕は帝國の臣民が一致和協朕が事を獎順し全局の大捷を以て早く東洋の平和を回復して國光を宣揚せむことを望む各員夫れ旃を勗めよ

兩院は右勅語に對して各々奉答せり。其奉答は平時の恒例に比して聊か詳を加へ、共に聖旨を奉體し、協賛の責を盡し、開戦の目的を達成せんことを期するの旨を述べらるにあらざるはなし。

○會期實數、閉院式、勅語 當期議會は其會期を一週間と定めたる

りと雖も、議會は僅々四日間に政府の提案を議了し、又國民の意思を發表し了りたるを以て、十月二十二日、期に先たち閉院式を行ひ、勅語を賜ひ、軍國急要の議案を敏速に議了したるの勞を嘉獎あらせらる。

○議長及議員受賞 後年第九回議會の際、當期議會か巨額の軍事費に協賛したる功を録し、兩院議長を勳一等に、副議長を勳四等に叙し、一般議員に銀盃を賜ふ。

第三章 臨時軍事費豫算案附關係各議案

●政府の計畫

○各案提出、政府の報告・説明・希望 政府は開院劈頭臨時軍事費豫算案及び之に關聯せる諸法律案、并に各緊急勅令を提出し、議會

の協賛及び承諾を求めたり。各案提出と共に、總理大臣伊藤博文兩院に臨み、(十九日貴族院へ、二十日衆議院へ)日清交渉の顛末を報告し、日韓利害の干繋を述べ、今次開戦の已むべからざりし所以、及び此交戦の目的を達せんが爲に議會の後援を待つこと切なる旨を述べ、又大藏大臣渡邊國武も豫算及び關係議案を紹介し、同様の旨趣希望を衆議院に演説したり。

○臨時軍事費豫算、其財源 臨時軍事費豫算案に計上する金額は、歳入出共に一億五千萬圓と定む。其歳出の明細は政府之を説明せず。其歳入は二千六百萬圓を國庫剩餘金に取り、殘餘一億二千四百萬圓を公債に求めんとす。

○財政上の必要處分 此より先き政府は財政上の必要處分として勅令第百四十三・四兩號 明治二十七年八月 を發し、朝鮮事件經費支辨の爲め公

債三千萬圓を募集し、又五千九百九十九萬六千八百八十五圓豫算外支出の勅裁を得たり。故に今後議會の協賛を得て支出せんとする軍事費は九千萬餘圓にして、募集すべき公債額は九千四百萬圓なり。

○公債募集法案、事後承諾要求案 政府は今後の軍事費財源に供せんか爲に軍事公債募集に關する法律案を提出し、其募債額を一億圓以内・其利率を六厘以下と定む。而して議會召集前、公債三千萬圓募集の基本たりし緊急勅令二件は、豫算外支出の件と共に當期議會の事後承諾を求め來る。

○臨時軍事費特別會計法案 政府は臨時軍事費を特別會計と爲し、明治二十七年六月一日より事件終局迄を一會計年度と爲さんとし、之が法律案を提出す。

●議會の決定

○財政各案協賛及承諾 臨時軍事費豫算案は何等の障礙なく直ちに兩院を通過す。其財源たる軍事公債募集に關する法律案は臨時軍事費特別會計法案と共に兩院の協賛を受け、而して前日財政上の必要處分決行の基本たりし二件の緊急勅令及び豫算外支出は共に議會の承諾を得たり。勅令は募債額を五千萬圓と定め、既に三千萬圓を募集したるも、一億圓募債の法律確定すると共に、勅令の募債殘額二千萬圓は之を募集せず。

○別種緊急勅令 臨時事件に間接の關係ある勅令中、軍事郵便物税金免除の件勅令第六十七號は兩院の事後承諾を經、韓國渡航制限の件勅令第三百三十五號は衆議院其承諾を拒絶す。

第四章 國民の意思

○聖旨奉體・民論貫徹の建議

衆議院は政府の提出せる各案を議了するの後、政府に對して左の建議を爲し、以て國民の希望を正式に表明したり。其案は院内各派の協議を以て作成したる所にして、全會一致を以て之を可決す。

謹て按ずるに征清の詔勅は宏遠にして正大なり森嚴にして公明なり蓋世の雄圖百年の長計寔に此に外ならず苟くも帝國臣民たる者孰れが聖旨を奉體し鞠躬盡瘁以て報國の誠を效さざるあらむや衆議院が帝國臣民の代表者として敢て輔弼の重責ある内閣大臣に望む所は征清の聖旨に遵ひ全局の大捷を奏し東洋の平和を回復し以て國光を宣揚するに在り乃ち清國を膺懲し之をして改悛悔悟自ら禍心を杜絶せしめ而して我國は他の干涉の爲に終局の大目的を廢

沮すること莫く以て我帝國の威信と利益を完ふし以て國家千載の鴻圖を定め以て東洋の平和を永遠に扶持するの擔保を掌握するにあり是れ實に勅聖文武なる 天皇陛下の帝國議會に賜はりたる聖勅の洪旨にして帝國臣民の大希望なり故に衆議院は之を言明し敢て内閣大臣に向て其奉行實踐を促さんとす衆議院は此大希望を達せんがため上下一致和協以て事に斯に従はんと欲す故に凡そ軍備を充實する事項は緩急宜に従ひ其施設を爲さんことを期す恭しく惟みるに 天皇陛下は 列聖の遺烈を紹ぎ中興の偉業を弘め清國の暴慢を赫怒し爰に六師を發し大纛を進め戎事を宸裁し給ふ是に於て舉國の臣民皆な心を一にし力を協せ同仇敵愾聖旨に獎順し遑かに大捷を遂げ目的を達せんと欲せざるは莫し是れ衆議院の丹誠を表し赤心を披き從來趨向の異同ありしを問はず敢て内閣大臣に向て此建議を爲す所になり今や帝國旭旗の向ふ所攻めて取らざるなく戰ふて勝たざるなく水陸風靡して敵國震懼す然れども前途を

思料すれば局面愈々大に事端愈々滋からんとす若し或は意外の障
碍に觸着し中道にして交戦の目的を阻滯するが如きあらば實に國
家の大事を誤るものなり故に衆議院は輔弼の重責ある内閣大臣に
向て能く外政の機務を操縦し漸を防ぎ微を杜ぎ誓て上は征清の聖
旨を對揚して下は國民の輿論を貫徹せしめんことを望む爰に之を
建議す

○上奏及決議 衆議院は別に上奏して親征の勞を謝し、聖德を奉
頌し、又海陸軍隊の偉勳に感激するの決議を爲したり。

第八回帝國議會

第一章 召集前記

●軍事及外交

○戰程進捗、列國の舉措 開戰已來、皇軍連勝、竟に清兵を韓土
より擊攘し、行く々々進んで九連城・鳳凰城・岫巖・海城等の要地を拔
き、又南の方金州城・大連灣・旅順口等を陥れ、必勝必取、其勢破竹
の如し。此に至て清廷は唯々防守に忙はしく、傍ら列國の仲裁を求
むること益々急なり。列國亦我軍の威力意外に強旺なるに驚き、且
つ之を思み、虎視眈々として我に對す。英國は先づ列國聯合仲裁の
計を立て、之を列國に交渉すると共に、亦之を我國に提言す。當時

列國の意圖相一致せず。帝國亦清國の誠意を疑ひて媾和を欲せず。爲に英國の提言は遂に無効に止む。尋て米國亦媾和調停の議を提したりと雖も、帝國は婉曲に之を謝絶す。爾く清國の列國に對する仲裁の哀求は一も其効を奏せざりしと雖も、列國は皆な戰爭の一日も早く終結せんことを望み、且つ帝國の軍事行動及び媾和條件を適當の範圍に限局せしめんことを努むるに一致し、已むを得ずんば或は將に兵力干涉の計に出でんとす。

○清國乞和、使者追放　清國は列國の爲に仲裁の哀訴を拒絶せらるゝに及んで、更に計を改めて直接に和を日本に乞はんとす。彼れは帝國の媾和條件を知らんとすること切なり。乃ち先づ其雇吏獨逸人デットリングなる者を派遣し、直隸總督李鴻章の名を以て和を我に乞はしむ。其神戸に着したるは十二月十六日^{二十}に在り。使者の

資格及び之を派遣するの形式、共に其宜を失するを以て、我直ちに之を逐ふ。次て清國は米國公使を介して二人の全權委員を任命して和議協商の事に膺らしむることを我政府に通告せり。其全權委員は總理各國事務大臣戸部左侍郎張蔭桓・湖南巡撫邵友濂の二人にして、其廣島に着したるは一月三十日^{二十}に在り。我に在りては同月二十七日文武臣僚御前會議を催して對清媾和條件を確定し、次て内閣總理大臣伊藤博文・外務大臣陸奥宗光の二人を全權辦理大臣に任命す。二月一日、兩國全權委員始めて相會見す。清使帶有する所の委任狀頗る常例に乖り、其使命唯々我が媾和條件を探知せんとするに在るを以て、我乃ち會見を拒絶し、之を國外に追放す。爲に帝國は媾和條件を披示するを免れ、依然戰鬪を繼續することを得たり。^(本件清國議和使來朝は第八議會々期中の事に屬すと雖も、便宜此に叙す。)

○**國內の輿論** 當時の我國論、概ね以て未だ媾和の時機に達せずと爲し、清國降伏の誠意を表するに至るまで、膺懲を繼續するの要務なるを認め、若し期に先だち和を媾するの已むべからざるあらば、宜しく十分の條件を附し、以て樽俎の間に當初開戦の目的を達するに努むべきを論せざるはなし。其條件の如きは、各人の意見一ならずと雖も、概ね皆な多大の希望を此に屬し、數億圓の償金・二三省の割讓を求むるは戰勝國當然の權利なりと思惟したり。既にして清使追放の事あり。時論皆な以て機宜に適するの措置と爲す。

○**韓國革弊助言** 政府は屢次揚言するが如く、大に其力を韓國の獨立扶植・内政改革に用ひたり。新任公使井上馨は、赴任匆匆内閣員を更迭せしめ、二十個條の改革案を提出して其實行を促かし、着々其獨立の基礎を鞏固ならしめんことを努む。

●政黨及議員

○**政局無事** 第八議會召集の第七議會閉會を距る事僅に二閱月、其間上下齊しく眼を時局に放つに専らにして、復た他を顧みず。爲に前項軍事及び外交の外、特筆すべき政治事項幾んとあるなし。一言以て之を約すれば、政府は軍國要務の經營に維れ忙はしく、而して議員・政黨・一般國民は、皆な政府の後援と爲りて當初の目的を貫徹せんことを期し、各々其分に應じ其力を揃りて以て國家に貢獻せんことを努めたり。衆議院各派の對議會方針、皆な此趣旨の範圍外に出づるなく、其議員の黨派別亦前回と變化なし。

○**貴族院議員異動** 前議會閉會後、當期議會閉會に至るまで、貴族院議員の異動左の如し。

△補闕當選 小林小太郎○中村良謙
△死亡 原忠順○前田獻吉○熾仁親王○男爵鶴殿忠善

第二章 會 期

○召集、成立 第八回帝國議會は明治二十七年十二月二十二日東京に召集せられ、兩院即日成立す。

○開院式、勅語、奉答 二十四日開院式を行ひ、天皇陛下廣島行在所より遙かに勅語を賜ひ、中外の大勢を察し上下和協の實を擧げ、以て國度の文明を躋し有終の美を濟さんことを望ませらる。兩院は各々奉答書を捧げ、相和衷して協贊の責を完ふせんとする旨を奏上したり。

○全院委員長、常任委員 次て全院委員長及び常任委員を選擧す。

す。子爵由利公正貴族院全院委員長に、末廣重恭衆議院全院委員長に當選す。

○閉院式 明治二十八年三月二十七日閉院式を行ひ、勅語を賜ふ。

第三章 軍國要務

●政務綱要

○政府の言明(總理大臣の演説) 第八議會は二十八年新春に入りて始めて會議を開き、一月八日、總理大臣伊藤博文衆議院に臨み、時局に關して政府の所見を演説す。大意左の如し。

外交の詳細は今日之を公表する能はずと雖も、時機其時に達すれば細大之を議院に報告せんことを期す。○國家爲すべきの事業鮮きにあらざると雖も、時局に省み、緩急を圖り、軍事外交を専務と爲し、他は努めて之を他日に譲らんと欲す。○今日大敵に對して著々大捷を博する所以のもの、至尊の威徳と軍人の忠勇とに依ると雖も、國民の代表者たる

議會か當初より大猷を翼賛したるの功亦甚だ大なり。願くは今後益々舉國一致の實を擧げ、而して事の緩急を圖て議案を取捨せられんことを。云々

○清使追放の報告 前項の如く政府は外交事情の報告を他日に譲りたりと雖も、單り清國構和使追放の顛末は直ちに之を議會に報告し、且つ往復文書全部を提示したり。而して其對韓方針は別項記する所の如し。

●臨時軍事費追加

○追加豫算案 政府は臨時軍事費追加豫算案を當期議會に提出す。其歳入出は共に一億圓にして、前期議會の協賛を得たる一億五千萬圓の臨時軍事費は尙ほ當時に残存すと雖も、將來の不足に備へんが爲に特に此追加を案したる所以なり。

○財源法律案 右臨時軍事費の歳入は、前回と等しく公債若くは一時借入金に依ることとし、政府は豫算案と共に之に關する法律案を提出し、其法律案に於て一箇年六厘以下の利子を以て漸次に一億圓を募集又は借入ることと定む。

○兩院協賛 兩院は何等の異議を唱へずして即時に右豫算案及び法律案に協賛を與へたり。

●韓國扶植

○内政改革資金貸付 政府は韓國政府へ金三百萬圓を貸付して其内政改革に資せしめんとし、之を二十七年追加豫算に編して議會に提出す。其財源は國庫剩餘金に取り(一たび臨時軍事費に繰入れたる國庫剩餘金中三百萬圓を再び二十七年追加の一般歳入に移して本件)の財源と爲す計畫) 而して韓國政府をして他日公債を募集して之を辨

濟せしむるの計畫なり。本案は固と政府が民間各派の希望を容れて立案提出したる所なるを以て、衆議院は喜んで之に協賛し、貴族院亦直ちに之を可決したり。

○政府の對韓方針 政府か始めて右貸金案を衆議院に提出するや、總理大臣伊藤博文同院に臨みて對韓方針の概要を語り、全力を瀝きて韓國の獨立を扶植するの決心なる旨を告ぐ。此際議員長谷場純孝は將來の對韓方針及び列國の意向如何等の質問を放つ。伊藤は之に對して日韓利害の關係及び韓國獨立扶植の已むべからざるを論じ、帝國の此處置に對して非難を挾むの邦國なかるべしと明言したり。然るに議員の追窮を蒙るに及んで即ち曰く「對外の處置一に至尊の聖斷に出つ。閣臣たる者漫に未然の事を議會に約する能はず」云々。此に至りて議員は皆な政府の對韓政策を解するに惑ひたり。

●國民の意思

○軍資辨給の決議 衆議院は前議會建議の趣旨に基き、十分に軍資を辨給して飽く迄交戦の目的を達せんことを期し、今回又々左の決議案を可決したり。

本院は征清の大詔を遵奉し交戦の目的を達し帝國の光榮を全ふするは前途尙遠きを信す故に之に伴ふ軍資の支出は更に幾何を要するも進て之を協賛すべし特に茲に決議して本院の意思を明かにす衆議院が此決議を爲したるは清國媾和使來朝後の第一日(二月)に在り。而して政府か臨時軍事費追加豫算を議會に提出したるは、此決議の督促亦實に之に與かる。

○上奏及決議 衆議院は別に上奏以て 陛下親征の勞を奉謝し、戦捷の功を聖德に歸して感激の誠意を表し、又遠征軍隊の偉勳を感

謝して今後益々其忠誠義烈に倚信する旨を決議したり。

第四章 通常豫算案

●政府の立案

○二十八年総豫算 明治二十八年総豫算案に計上する歳入出額並に前年度豫算との對照増減左の如し。

	二十八年度	二十七年度	比較
經常部	八七、六三三、九二六	八一、四七六、一八三	(増)六、一五七、七四三
臨時部	二、六六六、七八三	六、五六九、〇五〇	(減)三、九〇二、二六七
合計	九〇、三〇〇、七〇九	八八、〇四五、二三三	(増)二、二五五、四七七
經常部	七四、七六四、三三二	六八、五七二、七三一	(増)六、一九一、六〇〇
臨時部	一四、九九三、〇八三	一一、五六七、七六八	(増)三、四二五、三一四
合計	八九、七五七、四一五	八〇、一四〇、四九九	(増)九、六一六、九一五

(註)二十八年総豫算歳入有餘金五十四萬三千二百九十三圓也

○二十七年総豫算 政府は明治二十七年総豫算追加案五號を提出す。其金額は歳入通計三百九萬七千九百五圓にして、歳出通計五百六十九萬六千二十二圓なり。其内朝鮮政府へ貸與金^{三百}及ひ熾仁親王國葬費^二万を含み、他は概ね不成立豫算の缺漏を補はんとするものに屬す。

○二十八年度追加豫算 政府は明治二十八年総豫算追加案一號を提出す。其歳出は二十九萬五千八百四十七圓(經常部^{二千四百三十四}圓、臨時部^{二十九萬三千四百十二})にして、若干の新事業費を含む。(此豫算に歳入なし)

●議會の決定

○衆議院の總豫算査定案、修正額 政府は時局に省みて一切の新

企業を見合せ、又勉めて經費を節減するの方針を以て、二十八年
 度總豫算を編成したりと稱す。衆議院の各派亦時局に省み、豫算を以
 て政府と相争ふことを避け、姑らく從來の査定方針を擲ちたり。此
 を以て豫算委員會の總豫算を審査するや極めて緩和にして、歳入に
 於て十萬六千五百一十圓を減し(經常部)歳出に於て五十九萬八千二百四
 十二圓を減し(經常部五十六萬九千二百四十五圓、臨時部二萬八千九百九十七圓)茲に査定を了したり。但し
 歳出削減中、五十萬圓は國庫豫備金の減額にして、殘餘九萬餘圓は
 即ち實際の政費節減額なりとす。

○各派の意向、豫算案再審の議 當時各派の意向は査定案を容認
 するに在り。茲に委員長武富時敏の報告あるや、各派代表者交々贊
 成の旨を演説す。皆な經費節減の餘地十分に存するを認むるも、偏
 へに時局に省みて拵げて政府と衝突するを避けんと云ふにあらざる

はなし。單り一派少數の議員は此に異議を唱へ、竹内正志の名を以
 て總豫算案再審の動議を提出す。曰く「豫算審査は常時の國務にし
 て、外征の事あるが爲に此國務を曠廢するを許さず。而して政府原案
 は極めて杜撰にして、委員會の査定亦甚だ粗漏なるを以て、議會當
 然の職務として十分に之を審査せざるべからず」と。此動議は直ちに
 否決せられたり。

○兩院の總豫算議了 衆議院は是より直ちに總豫算各款項の議事
 に入り、極めて平靜の間に迅速に之を議了したり。其議決は査定案
 中の幾分を原案の舊に復し、豫備金五十萬圓の外、歳出の削減額を
 七萬六千八百九十七圓に止む。貴族院は何等の修正を加へずして直
 ちに衆議院の送付案を可決したり。

○確定豫算 左に明治二十八年年度總豫算歳入出確定數を掲ぐ。

検査以前竟に解散に歸し、第七回議會亦之を検査せず、遷延以て今に至れり。

○二十四年度決算 明治二十四年度總決算の歳入出額、并に同豫算額との對照増減左の如し。

	決算額	豫算額	比	較
歳入	七六、二六四、八五二	七九、五四三、八六四	(減)三、二七九、〇一二	
經常部	二六、九六六、六三六	三、九七〇、一六三	(増)二二、九九六、四七二	
臨時部	一〇三、二三一、四八八	八三、五一四、〇二八	(増)一九、七一一、四六〇	
合計	一〇三、二三一、四八八	八三、五一四、〇二八	(増)一九、七一一、四六〇	
歳出	六二、九三六、三一	六七、七八五、四三二	(減)四、八四九、一二一	
經常部	二〇、六一九、五七九	九、二七八、三一四	(増)一一、三四一、二六五	
臨時部	八三、五五五、八九一	七七、〇六三、七四七	(増)六、四九二、一四四	
合計	八三、五五五、八九一	七七、〇六三、七四七	(増)六、四九二、一四四	

會計検査院は明治二十四年度決算を検査し、豫算又は法律命令に違背せる事項五千九百八件を指摘し、就中重大の過失又は違法と認め

べきもの百七件を數へたり。

○二十五年年度決算 明治二十五年年度總決算の歳入出額、并に同豫算額との對照増減左の如し。

	決算額	豫算額	比	較
歳入	八〇、七二八、〇一八	七九、五四三、八六四	(増)一、一八四、一五三	
經常部	二〇、七三三、八九二	五、八六八、九七〇	(増)一四、八六四、九二二	
臨時部	一〇一、四六一、九一一	八五、四一二、八三五	(増)一六、〇四九、〇七五	
合計	一〇一、四六一、九一一	八五、四一二、八三五	(増)一六、〇四九、〇七五	
歳出	六三、八一八、〇二九	六九、一三九、一〇六	(減)五、三二一、〇七七	
經常部	一二、九一六、七二〇	一七、〇二八、八二四	(減)四、一一二、一一四	
臨時部	七六、七三三、七三九	八六、一六七、九三一	(減)九、四三三、一九二	
合計	七六、七三三、七三九	八六、一六七、九三一	(減)九、四三三、一九二	

會計検査院は明治二十五年年度決算中、豫算又は法律命令に違背せる事項三十九件を指摘したり。

○疑議條項 決算に關しては憲法上幾多の疑議存す。政府の議會

に提出する決算は議案なりや將た報告なりや。政府は唯之を議會に提出すれば則ち其義務終了する乎、將た必らず其承諾を得るを要する乎。議會は唯之を受領すれば則ち足る乎、將た必らず諾否を決せざるべからざる乎。會計検査院の確定したる検査報告は議會に對して幾何の効力を有し、又幾何の責任を負ふや。決算検査に關する議會の權利如何。其權利は議會兩院の間に廣狹ありや否や。兩院は各々單獨に決算を議決すべきや、將た兩院交渉の性質を有するや。一たび提出せられたる決算は會期の終了と共に消滅すべきや、將た後期議會に繼續留存するや。後期議會は前期議會の受領したる決算を検査するの權ありや、將た再提出を政府に要求することを得るや否や。決算は之を議事日程に掲げて其全部を議題と爲すべきや、將た違法又は不當と認むる款項をのみ議すべきや。違法又は不當の收

支を敢てしたる國務大臣を懲戒處罰する方法果して如何。以上皆な國法上の疑問にして、當期議會は先づ之を解決せんと試みたり。

●衆議院の決算會議

○前年受領の決算検査權 衆議院の決算委員會は政府が第六議會に提出したる明治二十四年度決算を當期議會に於て検査するの權ありと認め、之を検査せんか爲に其印刷配布を議長に要求せり。之れと同時に議員重岡薫五郎は一決議案を本會議に提出し、決算委員會をして二十四年度決算を検査報告せしむべしとの議を唱ふ。其理由は決算は一種の報告にして、會期と共に消滅せず、常に議會に保存するを以て、後年の議會は前年受領せる決算を検査せざるべからずと云ふに在り。是れ極めて重要なる問題にして、議員は輒く可否を判

斷するに惑ひ、即ち決議案の議事を延期したり。爲に當期の衆議院は二十四年度決算の検査に手を下さずして止む。

○委員會の決定 決算委員會は會計検査院の検査報告と各省決算報告書とを對照して明治二十五年年度決算を検査し、検査院の非難事項中、政府の自ら誤謬を覺知して首服したるもの及び輕微の過誤は之を寛恕し、憲法法律又は豫算の目的に違背する重要事項を指摘して之を議院に報告したり。其非難事項は、總決算歳入經常部一件・歳出經常部七件・歳出臨時部三件・特別會計決算歳入二件・同歳出一件なり。

○日程除却の議 衆議院は會期の最終日(三月二日)を以て明治二十五年年度決算を議す。此日の議事日程に同年度決算を掲げ、而して議長は其全部を議題と爲す旨を宣言す。議員小西甚之助は議長の宣言に

異議を唱へ、決算は單純なる報告に過ぎざるを以て之を議事日程に掲ぐべからず、又其全部を議題と爲すべからずと主張し、決算を日程より除却するの動議を提出す。議院は以て先決問題と爲し、可否討論の末遂に之を否決し、決算は純然たる議案にして、之を日程に掲げて其全部を議すべきの旨を明かにせり。

○議事延期の議 右決算除却の先決問題討論中、議員鈴木充美は決算會議を延期するの緊急動議を提出す。是れ亦以て先決問題と爲し、直ちに之を否決したり。

○兩院交渉關係 決算會議中、議員波多野傳三郎は一緊急動議を提出し、決算は兩院交渉の性質を有する議案なることを主張す。即ち甲院の議決を乙院に移し、兩院の合意を以て決算を検査確定すべしとの意なり。是れ亦先決問題に供せられ、議場稍々騷擾に亘りて

又々決算會議延期の論起りたりと雖も、結局本案先決問題を否決し、決算は兩院交渉の限にあらざるの議を明かにせり。

○二十五年年度決算檢了、決議 頻々續出の先決問題を議了し、次て主體たる明治二十五年年度決算の議事に入り、又々二三の動議起る。議案に對しては何等の討論なく、唯々其採決方法に關して紛議百出す。議長は先づ委員會の報告を表決し、大多數を以て之を可決す。次て追加修正案を表決して之を否決す。而して委員會の報告中に含有せざる他の款項に對しては何等云爲する所なく、茲に二十五年年度決算の検査を了りたり。

●貴族院の決算會議

○前年受領の決算検査權 貴族院は「後期議會は前期議會の受領

したる決算を検査するの權あり」と決議せり。其論據は決算は一種の報告にして議案にあらず、故に會期と共に消滅せすと云ふに在り。
○二十四年度決算檢了、決議、上奏 貴族院の決算委員會は以上の決議に遵ひ、大體會計検査院の報告を基礎として明治二十四年度決算を検査し、豫算超過の支出にして議會の承諾を受けざるもの十件・豫算外支出にして議會の承諾を受けざるもの三件・及び競争入札執行上豫定價格に複制限を設けたるもの三件を指摘し、類に依りて三通の決議案を作り、前二者は政府其責を負ふべきものと決議し、後者は會計法に違背したる不當の處置なりと決議し、之を議院に報告す。貴族院は豫算超過及び豫算外支出に關する兩決議案は異議なく直ちに之を可決したるも、豫定價格複制限の件に關し、子爵谷干城は事態最も重大なりと爲し、上奏以て將來を誠むるの必要あるを

主張し、且つ豫定價格に複制限を設けたるの不當を上奏すると共に、競争入札に付すべき金額を擅に分割して隨意契約を爲したるの不法をも併せて上奏すべきを論じ、之れが上奏案を提出す。議員中時局に籍口して叡慮を惱まし奉るに忍びずと論ずる者多かりしと雖も、遂に五十に對する五十四を以て上奏案を可決したり。

○二十五年度決算檢了、決議 貴族院は明治二十五年度決算を檢査するに當り、會計検査院の非難事項三十九件を概ね不問に付したり。但し當年度決算中、競争入札執行上豫定價格に複制限を設けたるの件あり。委員會は此處置を不當と認むるの決議案を具して議院に報告す。谷干城は前年度の例に倣ふて之れが上奏案を提出したりと雖も、院議五十二に對する六十二を以て上奏案を否決し、委員會の報告せる決議案を可決したり。外に議員より豫算及法律に違背す

る支出事項に關して二通の決議案を提出したりと雖も、共に否決せらる。

第六章 雜纂

○兩院通過法律案件銘 當期議會の接受したる法律案の數は百四十餘件にして、其兩院を通過したるものは左の三十二件なり。

- 明治二十三年法律第廿五號追加法律案
- 商業會議所條例中改正法律案
- 内務省所管諸官衙及議院建築費竝筑後川修築費繰越に關する法律案
- 臨時海軍々法會議法案
- 徵兵令中改正追加法律案
- 臘虎臘肭獸獵法案
- 海軍刑法中改正法律案
- 陸海軍刑法の適用に關する法律案
- 軍費支辨の爲め公債募集に關する法律案
- 補充兵役國民兵役に在る者及國民軍編入志願者に關する法律案(以上政府提出)
- 通貨及證券摸造取締法案
- 屯田兵土地給與規則中追加法律案
- 官

は取て以て議題と爲す。其間手續上に關して種々の異論を生したりと雖も、根本たる兩案の否決せらるゝと共に、國立銀行處分法案亦自然に消失したり。

○狩獵法制定 兩院は各々狩獵法案を提出し、協議の上之を可決したり。曾て違憲問題を惹起したる狩獵規則(令勅)は衆議院の爲に其發令を否認せられたるが、今や狩獵法の制定と共に該規則は自然に消滅す。

○各種法律案 議院法改正・選舉法改正・新聞紙條例改正・保安條例廢止・及び日本銀行課稅等の各案は、直ちに衆議院を通過したりと雖も、貴族院の否決する所と爲る。又會計法を改正し、豫備費を款項の外に置き、及び決算提出時期を翌々年度議會集會の始めと定むるの件は遂に成立に至らず。

○改正條約の質問 曩者政府が條約改正を斷行するや、嚴に言談の自由を束縛して一言の批評を挾むを許さざりしを以て、國民は空しく沈黙して一に政府の爲す所に任せたり。茲に當期議會に及んで、條約問題は質問として兩院に現はれたり。左の如し。

△衆議院の質問 衆議院に於て、議員大竹貫一等は日英改正條約に關して數條の質問書を提出す。質問各條の要領を摘記すれば則ち左の如し。

條約正文に於て較々對等主義を掲げ、議定書及び外交文書を以て本條約の作用を檢束剋殺したるは、表硬裏軟以て上下を欺罔したるものにあらずや○本條約は調印四箇年後何時にても實施の通知を爲し得ることを其正文に規定するに拘らず、外交文書を以て法典實施に至るまで本文の通知を爲さざることを約したる理由、及び此の如き外交文書の効力如何○稅率の變更は帝國議會の協贊を要すること憲法の規定する所、而して條約に附屬せる議定書は議會の協贊と 天皇の批准を受けずして擅に輸出税目を定めたり。此の如き違憲の議定書は有効なりや否や。單り稅目に關して然るのみならず、議定

書其ものは公式を以て發布せざる不法の文書なり。政府は何の理に據て之を實施せんとする乎。○政府は輸入税率を特約して増税の自主權を束縛し、尙能く將來國家の生産上及び戦後の經營上何等の支障なしと認むる乎

以上の質問に對し、政府は目下各國と條約改正談判進行中に屬するを以て、質問諸點に答辯するの時機にあらずとして答辯を拒絶したり。

△貴族院の質問 貴族院に於ける條約に關する質問は公爵近衛篤磨等の提出する所にして、其要領を摘記すれば則ち左の如し。

條約第十一條に於て沿海貿易は各々自國の法律命令の規定に従ふの主權を掲げたるに拘らず、同條末項を以て此主權を抹殺したる理由如何。○條約第十八條に於て現在永代借地券の有効なるを認め、其借地券に載せたる條件以外に何等の條件を附せざることを約したる以上は、政府は地主の資格を以て將來地方税を負担する乎。又現在居留地中、公共の目的の爲に貸與せる土地に對しては土地收用權を適用するも、一個人に貸與せる土地に對しては之を適用せざるの意乎。○條約第十九條を以て其適用を除きたる印度外十一箇所の英領及植民地の地歩、同地在籍英人の待遇、及び一切の權利關係如何。

以上各項の次に條約實施通知權の拘束・税率制定議會協賛權無視の兩件に關し、前項衆議院と同一の質問を掲げ、最後に議定書又は公文を以て本條約當然の作用を拘束し、其大要領の實を失ひたる理由、並に此の如き議定書又は公文は率由すべき効ありや否やを問ひたり。○政府は衆議院に答へたると同一の理由を以て答辯を拒絶せり。

○各種建議案、政府の言明 衆議院は法律案又は豫算案を以て政府と衝突するを避け、別に建議の手段を以て我意思を行はんことを努めたり。會期中、建議案の提出せられたるもの五十二件の多きに達し、其三十七件は可決を経たり。其較々注目すべきものを擧ぐれば、製鐵所設立の件（是れ衆議院が以往屢々政府の設立計畫に反對したるもの）、教育高等會議設置の件（本件は貴族院亦之を建議す）、航路擴張の件・特赦復權の件・豫戒令廢止の件・史談會補助の件・復祿處分の件等是なり。政府は其所信を議會に表言して

曰く「衆議院の建議する各事項中、政府の同意するもの尠からずと雖も、軍國多事の際復た之を顧みるに暇あらず、其取舍計畫は凡て之を平和克復の後に譲らんと欲す」と。

○豫備金支出　政府は明治二十六年度第一第二兩豫備金の全部を支出し盡し、茲に事後承諾を當期議會に求む。衆議院は其僅少なる一部分を除きて承諾を與へんとしたりと雖も、議案の體例之を分割するを得ず。乃ち爲に全部承諾を拒絶したり。

○官文書捏造事件　第六回議會に於て、山口縣貢租引當米過剩金下渡請願より藤田組贖札問題を生じたる際、政府は藤田組が贖札事件に關係なかりしことを證せんが爲に、當時同伴の探査主任たりし中警視安藤則命の進退伺書を提示朗讀したり。安藤、今や勅任せられて貴族院議員たり。政府が衆議院に提示したる進退伺書を以て我

が先年提出したる本書と相違ふと爲し、茲に當期議會に及んで文書捏造の件に關する質問書を提出したり。政府は之に答て該文書は官に存在せる書類中の謄本にして、決して捏造せるものにあらずと云ふ。質問再次に及び、双互同一主張を累ぬるに過ぎずして遂に真相を得ず。然れども安藤の朗讀したる古書類によれば、第六回議會に齋藤珪次の演説したると同様の醜穢事迹續々露出したり。

第九回帝國議會

第一章 召集前記

●平和克復

○第二期作戰計畫、休戰、和約調印 戰程益々進み、皇軍愈々振ふ。今や盛京を風靡し、山東を席卷し、北洋艦隊を殲滅し、茲に第一期作戰計畫を終へ、將に進んで第二期作戰を開始する所あらんとす。(第八回議會々々)事此に及んで列國の嫉惡愈々加はり、清國の危惧益々切なり。清國は竟に北洋大臣直隸總督李鴻章を全權大臣に任し、前出使大臣李經方を副使と爲し、授くるに完全正式の委任狀を以てし、之をして日本に前往して和議を講せしむ。清使の馬關に着した

るは三月十九日^{二十}に在り。我に在りては前日清使張蔭桓等來朝の時と等しく伊藤陸奥の二人を以て全權辦理大臣と爲す。三月二十日、彼我全權相會して互に委任狀を査閲し、其正式妥當なるを認め、直ちに交渉を開始し、先づ休戰談判と爲り、其條件の披示と爲り、其要求の撤回と爲り、尋て清國正使李鴻章の遭難^{三月二十四日}と爲り。我皇の詔勅と爲り、無條件の休戰條約^{三月三十日調印}と爲り、休戰期中、李鴻章病より起ちて談判の事に従ひ、交渉稍々艱まざるにあらずと雖も、清使概ね我が要求に應じ、遂に四月十七日を以て媾和條約書に兩國全權の記名調印を了したり。

○媾和條約 日清媾和條約は凡そ十一條より成り、概ね我が當初の主張を貫くことを得たり。其條約、先づ清國は韓國の完全無缺の獨立自主國たるを確認する旨を明記し、其我帝國に割讓する土地は

(一) 鴨綠江より該江を溯り安平河口に至り、該河口より鳳凰城・海城・營口に亘り、遼河口に至る折線以南の地、並に遼東灣東岸・及び黃海北岸に在りて奉天省に屬する諸島嶼 此割地範圍は我が當初の要求より少しく縮少す (二) 臺灣全島及び其附屬諸島嶼 (三) 澎湖列島の三所とし、軍費賠償金として我帝國に支拂ふべき金額を庫平銀二億兩 我が當初の要求額は三億兩、清國全權當初の應諾額は一億兩 とし、外に將來締結すべき日清通商航海條約の基礎を定め、日本の爲めに開放すべき港市と擴張すべき航路とを指定せり。而して清國は此條約を誠實に施行するの擔保として日本軍隊の一時威海衛を占領することを承諾し、別約を以て一時占領に關する細則を定む。

○和約批准、平和の詔勅 我 皇上深く全權辦理大臣の功勞を嘉尚し、勅語を賜ひ、四月二十日該條約を批准し、翌二十一日、平和克復に關する大詔を發す。其大詔は、今次の戰捷克く帝國の威武

と光榮とを中外に宣揚したりと提し、其功を百僚臣庶の力に歸し、自今益々臣民有衆の忠勇精誠に倚信して以て治平の回復を圖り以て國運の進張を求めんとするの聖意を宣し、『祖宗大業の恢宏今や方に其基を鞏めたり』と云ひ、『朕の 祖宗に對するの天職は斯に其重を加ふ』と云ひ『大日本帝國の前程は朕が即位以來の志業と均く猶ほ甚だ悠遠なるを知る』と云ひ、且つ臣庶を警敕して宣ふらく、

朕は汝有衆と共に努て驕緩を戒め謙抑を旨とし益々武備を修めて武を濫すことなく益々文教を振て文に泥むことなく上下一致各々其の事を勉め其の業を勵み以て永遠富強の基礎を爲さむことを望む戰後軍防の計畫財政の整理は朕有司に信任して専ら養壽の實に當らしむべしと雖も積累蘊蓄以て國本を培ふは主として億兆忠良の臣庶に頼らざるへからず若し夫れ勝に狙れて自ら驕り漫に他を侮り信を友邦に失ふか如きは朕か斷して取らざる所なり

○批准交換 媾和條約は兩國主權者の批准を経、五月八日芝罘に

於て其批准を交換し、茲に條約の成立を告げたり。交換以前、清國は交換延期を要求し、次て之を撤回したることあり。事は次項遼東半島還付に關する三國干涉の問題と聯り、内情頗る紛糾すと雖も、帝國は形式上一たひ明かに遼東半島の壤地を我版圖内に收めたるものなり。

●遼東還付

○三國の干涉、帝國の應諾 四月二十四日、露佛獨三國公使相携へて我が外務省を訪ひ、其本國政府の命を以て遼東半島の放棄を我に促かす。曰く「貴國か遼東半島を永遠に領有するは東洋の平和に利あらず」と。抑も露國は夙に東方經略に志あり。竊に帝國の遼東割取を以て自國經略の進行に便ならずと爲し、我をして必ず之を放棄せ

しめんことを期し、乃ち盛に水陸軍備を張りて陽に威力を示し、更に獨佛兩國を誘ふて其後援を假り、計圖全く熟して遂に此の公然の干涉と爲る。時に既に和約の批准を了へたりと雖も、未だ之を交換せず。三國の干涉に接するや、我政府は俄かに文武大官の御前會議を開き、會議幾回、研瑛累日、遂に一たび和約の批准を交換し、然後に遼東半島を清國に還付するの議を決し、五月六日を以て忠告容認の旨を三國政府に照覆したり。

○遼東の詔勅 帝國政府が遼東半島放棄を露佛獨三國政府に照覆したる後、我 天皇陛下は五月十日を以て一詔勅を發し、遼東の次第を誥け、且つ臣庶の奔逸を誡め給ふ。詔勅中「朕平和の爲に計る、素より之を(三國の忠告)容るゝに吝ならざるのみならず、更に事端を滋し、時局を艱し、治平の回復を遲滯せしめ、以て民生の疾苦を醸し、國

運の伸張を沮むは眞に朕が意に非ず。且清國は媾和條約の締結に依り、既に渝盟を悔るの誠を致し、我が交戦の理由及目的をして天下に炳焉たらしむ。今に於て大局に顧み、寛洪以て事を處するも、帝國の光榮と威嚴とに於て毀損する所あるを見ず」の語あり。

○還遼條約 遼東半島還付の措置に關しては、北京駐劄の我使臣と清國委員との間に交渉を遂げ、十一月八日を以て之が條約を締結したり。其條約は、媾和條約に依り帝國の獲得したる奉天省南部の地を清國に還付し、清國は其報酬として庫平銀三千萬兩を日本に支拂ひ、其支拂を了したる日より三個月以内に日本軍隊を還付地より撤退すること、定む。

○戦後の國情 國民は光榮を以て干戈を戢め得たるを喜び、皆な欣々として怡色を催すの際、端なく還遼の事に遇ひ、呆然自失、更

に萬斛の恨を呑む。當路の士、陰に内外の形勢と彼我の實力とを示して還遼の已むへからざるを説き、臥薪嘗膽を國民に強て其公憤を抑へ、又平和克復祝賀會の開催を都鄙人民に命じ、之をして偏へに戰捷に酔て復た還遼の恨を忘れしむ。國情此の如きの際、大議帝都に還り、出征の將士亦漸次に歸途に就く。此より先き征清大總督府は第二期作戰計畫實行の天命を銜み、既に旅順に進發したりと雖も、時會々休戦の約を締し、次て和約成立を告げたるを以て、一も其作戰計畫を實施するに至らずして止む。但々僅に力を南方臺灣の攻撃に用ひ、其地の我版圖に入るの後、數月の奮闘を以て平定の功を奏したり。

●日韓關係

○**京城の暗闘** 開戦以來、帝國政府は韓國の扶植に全力を注ぎ、成績稍々觀るべきものありと雖も、同國王妃閔氏依然として勢力を政局に揮ひ、宮中府中の別全く紊れ、政權の爭奪常に絶へず。此時に當りて遼東半島還付の事あり。我が威望爲に頓に墜ち、韓國の上下皆な以て日本恃むに足らずと爲す。露國は此時に乗じて各般陰謀を畫し、日本排斥の策を閔氏に薦め、閔氏取て以て之を現實に行はんとし、着々計畫の歩を進む。

○**政權爭奪、王妃遭害** 七月六日深更、韓王俄に命を發して日本黨の大臣を免黜し、且つ之を逮捕する所あらんとす。時に帝國の公使井上は歸て本國に在り。閔氏其亡きを時として此暗撃を企てたるなり。井上急に任地に還り、再び日本黨の内閣を作る。既にして子爵三浦梧樓代て駐韓公使に任し、九月一日其任地に着し、井上は直

ちに京城を去る。閔氏復た日本の勢力を排斥せんとし、屢々露國公使を引見し、族黨と謀議を凝らし、先づ日本士官訓練の新式兵隊を解散し、次て將に日本黨の大臣を一舉暗殺せんと企て、計圖全く熟す。大臣等急を我公使館に告げて救を請ふ。公使三浦乃ち屬僚及び志士と相議り、茲に一策を定めて大院君の蹶起を促かす。大院君慨然として起ち、十月八日拂曉、訓練隊及び日本志士に擁せられて王宮に入る。事倉卒に起り、廷臣宮女皆な色を失ひ、而して閔氏遂に害に遭ふ。此一舉、能く日本黨の内閣を維持することを得たりと雖も、抜くべからざるの深怨を韓國上下の人心に結び、列國の非難亦帝國に集まる。

○**國王出奔、大臣虐殺** 露國は巧みに韓廷を懷柔し、徐々勢力を扶植し、故王妃の殘黨と結んで陰謀を運らし、兵員を京城に進め、

遂 明治二十九年二月十一日の政變を起す。同日拂曉、露兵隊伍を爲して王宮に入り、國王・世子・内官・宮女等を誘ふて之を自國公使館に迎へ、王は直ちに令を發して現内閣員の全部を免黜し、其有力なる日本黨大臣を虐殺し、其死屍を街衢に暴らし、又他の大臣高官を逮捕誅戮すべきの嚴命を下し、更に露國黨を以て内閣を組織し、其内閣を露國公使館内に設け、同國公使の檢閲を経て大小の政令を發す。此政變に依りて日露兩國の勢力全く其地位を易へ、而して韓國の獨立は頗る危殆に瀕したり。(本項の事實は第九議會々期中に起ると雖も、便宜茲に之を叙す)

○對韓政策變更、日露協商 露國の勢力益々韓國に伸ぶ。帝國政府伊藤内閣は遂に獨力扶植の政策を擲ち、姑く手を韓國と絶たんとす。此政策を表明したるものは、即ち明治二十九年六月九日、我が特派大使山縣有朋と露國外務大臣ロバノフと共に、莫斯科に於て調印し

たる議定書是なり。該議定書は、日露兩國協同して韓國の財政困難を救濟し、冗費を省き及び歳出入の平衡を保つことを勸告し、又韓國の軍隊及び警察の創設及び維持を同國の自治に一任し、努めて外援に藉らずして内國の秩序を保たしめんとする旨を規定し、又電信線の管理及び架設に關して相約する所ありたり。外に駐韓帝國公使小村壽太郎と露國公使ウエーバーと共に、同年五月十四日京城に於て一協約を結び、本年二月十一日政變の善後處分に關して相約す。皆な日露兩國の權利を均等ならしむるの主意に出で、帝國が韓國を放任するの本旨歴々として見るべし。爾後露國は此協約の本旨を破り、自ら韓國軍隊の訓練に任じ、又財務顧問を派し、徐々獨占の計に出でたりと雖も、韓民の反對と列國の抗議とに依り、一時手を韓國に絶ち、主として滿洲經營に其力を注ぎたり。(本文日露協商は第九議會閉會の後、伊藤内閣

の下に之を締結し、第十議會々期中、松方内閣之を發表す。今便宜茲に之を附録す。

●政黨、議員、政府

○責任論勃興、非政府黨の活動、政府の抑壓 曩者自主的外交論を呼號したる民間各派は、夙に三國干涉の風説に警戒し、政府を監視督厲するに最も力めたりと雖も、不幸失敗に終るに及んで、屢々相會して後圖を議し、平生軟派の稱ある政黨亦之に加はり、遂に一片の決議を爲す。曰く「至尊容忍の大徳量を奉體す。軍隊の忠勇義烈を感謝す。當局者外交上の責任を糾明す。帝國の光榮を興復する爲め速に軍備を擴張し外政を刷新す。韓國に於ける帝國の地位勢力を維持す」云々。各派は此決議を實行せんが爲に速かに臨時議會の開會を政府に勸告し、又還遼の真相を國民に披陳して其憤起を促がし

たり。當時所謂對外硬派と名づくるものは、改進黨・革進黨・大手俱樂部 中國進歩黨・財政革新會等の諸團體にして、此等諸團體は最も遼東還付に憤慨し、政府の責任を問ふに熱中す。政府は各般手段を盡して國民の公憤を抑壓するに努め、一方には言論集會の自由を過度に束縛し、特に政社聯合の禁令を厲行し、各派の活動に著しき不便を與へたり。此に於て各派は別に同志會なるものを組織し、各々其代表者を其會に投じて以て聯合の實を保つ。此の如く各派は政府の責任を問ふに熱中すと雖も、亦帝國の光榮を興復するが爲に、軍備を擴張するを以て喫緊の要務なりと爲し、其資源として租稅増徴の已むべからざるを認め、各々此旨を決議宣言したり。

○國民協會の態度 條約厲行論已來、自ら對外硬派の中堅を以て任じたる國民協會は、征清時局の終結するに及んで、漸次に其同志

と相離れんとするの態度を取る。其對議會宣言に曰く「先づ國家經濟の大業を襄成し、而して後に現内閣の失政を糾すべし」と。即ち協會は十分に政府の失政を認識するも、問責以前、朝野の紛争を排して戦後の經營を確立せんとするものなり。

○自由黨と政府の提携 自由黨亦遼東還付の失態たるを認めたりと雖も、時運に顧みて其責任を不問に措くの黨議を定めたり。其大會決議中の一節に曰く「遼東の還付は誠に遺憾なりと雖も、今日は實に是れ善後の策を施すに急なり。此事に關して漫に争闘を生じ以て國家の大事を誤るは、我黨の斷じて取らざる所なり」と。自由黨は是より政府と交渉を累ね、遂に提携の約を締し、十一月に及んで其交渉の顛末及び將來の抱負を宣言したり。此に至りて政府は歴代把持したる超然主義を擲て公然政黨の援助を假り、而して多年民黨

の地歩を占めたる自由黨は、豁然として明かに政府擁護の旗幟を樹つ。

○議員黨派別 第九回議會に臨むべき衆議院議員黨派別概要左の如し。

自由黨百十人○改進黨五十三人○革進黨四十人○國民協會三十二人○大手俱樂部二十二
人○中國進歩黨五人○財政革新會四人○無所屬吏黨二十六人○無所屬民黨八人

○貴族院議員異動 第八回議會閉會後、第九回議會閉會に至るまで、貴族院議員の異動左の如し。

△丁年上任 多嘉王○博恭王

△陸爵上任 侯爵山縣有朋○侯爵伊藤博文○侯爵西郷從道○侯爵
大山巖

△勅任 岩崎小二郎○辻新次○津田真道○中村元雄○磯邊包義○
宮島誠一郎

△補闕當選 男爵玉松真幸○子爵鍋島直柔○大塚永藏○紫垣伴三
 ○子爵井伊直安○横尾彌一
 △辭職 井芹典太○子爵鳥尾小彌太○九鬼隆一○長谷川直則
 △死亡 岩崎小二郎○菊池三郎○小中村清矩○子爵米津政敏○能
 久親王○川田剛○増田繁幸

○閣員異動 三月十七日(前議會々期中、征清大總督府設置の翌日)前總理大臣松方正義を
 舉げて大藏大臣に任じ、現大藏大臣渡邊國武遞信大臣に轉じ、遞信
 大臣黒田清隆樞密院議長に轉ず。特に松方を舉げたる所以のもの、
 其力を藉りて戰時及び戰後の財政を處理せんが爲にして、 皇上特
 に勅語を賜ふ。平和克復の後、松方は戰後財政計畫に關して閣僚と
 意見を異にし、在職僅かに數月にして其任を辭す。八月二十五日、
 遞信大臣渡邊國武大藏大臣に兼任し、尋て十月九日、宮中顧問官白

根專一を以て遞信大臣に任ず○陸軍大臣大山巖出征中、海軍大臣西
 郷從道及び監軍山縣有朋相次で假りに陸軍大臣に兼任す○媾和談判
 開始前より外務大臣陸奥宗光病に臥し、文部大臣西園寺公望臨時外
 務大臣に任ず。而して媾和の談判は總理大臣伊藤博文主として其衝
 に當る。

第二章 會期

○召集、成立 第九回帝國議會は明治二十八年十二月二十五日を
 以て東京に召集せらる。兩院は即日部屬を定めて直に其成立を告ぐ。
 ○開院式、勅語、奉答 二十八日車駕親臨して開院式を行ひ、左
 の勅語を賜ふ。

朕茲に帝國議會開會の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ○朕

は文武臣僚及各員の協翼と民庶の戮力とに依り光榮を以て干戈を
 戢むることを得たるを喜ぶ今や内は臺灣平定に歸し外は列國と交
 誼の厚さを加ふ向後の急務は専ら平和を保持して國運の伸張を求
 むるに在り朕乃ち國務大臣に命じて殖産交通及教育等に關して國
 家の發達に必要なとする諸般の計畫を盡さしめ明治二十九年豫算
 及諸法律案として之を提出せしむ○國防は會て漸を以て充實を期
 せり今交戰の爲め缺損せるものを補充し并に自衛に必要な設備
 をなさむとし朕が臣僚をして賛畫の任に當らしめ必要の支出に付
 て議會の協賛を待たしむ而して其止むを得ざる國費の増加は朕が
 忠良なる臣民の進て之を負擔するに躊躇せざるを信ず○帝國は列
 聖の遺烈と臣民の忠勇とに依り既に長足の進歩を見たるも仍ほ大
 成を前途に期するものあり各員能く和衷協賛の任を罄し朕が望に
 副はむことを力めよ

兩院は各々奉答書を捧げ、全局の大捷を以て平和を克復したるを慶

賀し、恭て聖德を奉頌し、各議案に對しては慎重審議、以て國家の要
 務に協賛せんとするの旨を以聞したり。

○**全院委員長、常任委員** 翌二十九日全院委員長及び常任委員を
 選舉し、會議は凡て明年新春に譲れり。全院委員長は、貴族院に於
 ては公爵德川家達、衆議院に於ては鈴木重遠當選す。

○**停會** 明治二十九年二月十五日より同二十五日に至るまで十日
 間停會の命あり。

○**會期延長** 三月二十七日より二日間、帝國議會の會期を延長せ
 らる。

○**閉院式、勅語** 三月二十九日帝國議會閉院式を行ひ、勅語を賜
 ふ。左に特に之を掲ぐ。

朕茲に帝國議會の閉會を命じ卿等が匪勉能く國家の急務に屬する

諸般の要件を議了したるの勤勞を嘉尙す而して愛國殉公の誠和衷協同の美以て我國運進暢の好果を收めむとするを見るは朕の最も喜ぶ所にして朕は卿等と共に更に他日の大成を期し以て大業を終始せむことを望む

第三章 閣臣彈劾の議

●還遼の責任附京城事變の責任

○上奏案提出 衆議院の民黨各派は遼東半島還付に關して閣臣を彈劾し併せて半島還付に起因せる十月八日京城事變の責任を明かにせんことを期し、開會劈頭左の上奏案を提出したり。

衆議院長臣楠本正隆本院の決議を具し誠惶誠恐謹て奏す伏て惟るに昨年清國盟に背きしより 陛下大謙を廣島に駐め給ふこと二

百有餘日宵衣旰食親く戎事を裁し以て將士と苦勞を分ち給ふ是に於て舉國奮起して報効を競ひ武人皆生還を期せずして以て大勳を奏せり 陛下の英武に因るに非ずんば焉ぞ此の如くなるを得むや臣等乏を衆議院議員に承け其職實に輕からず是を以て進ては巨億の軍需を贊襄し以て國帑闕乏の憂なからしめ退きては敵愾の氣象を郷曲に鼓舞し以て舉國臣民をして奮ひて力を王事に致さしめたり蓋し亦聖旨を獎順し洪圖を翼賛し以て國運を振張せむと欲するが爲のみ然るに閣臣心を外交に用うると切ならず雷戰勝の利を完くする能はざるのみならず併せて國家の體面を汚すに至れり夫れ奉天半島は 陛下の赤子の流血伏屍を以て領有し得たる所なり若し空く之を還付せば大軍を無用の地に進め徒に人命を傷ひたるの責を免るべからず况や割取の大詔煥發後未だ二旬を経ざるに露獨佛三國の干涉に逢ひて忽ち前の綸旨を抹殺し以て還付を約するが如きは爲に 帝室の威信を傷け爲に國家の體面を汚すこと實に深

大なるに於てをや抑も歐洲列國の東洋の兵備を増加し以て干涉の準備を爲せるは一朝一夕の故にあらざり故に臣等は第一及弟八議會に於て閣臣に警告する所ありき然るに閣臣毫も之を顧慮せず三國の干涉已に目前に迫るを知らずして馬關條約を締結し且之を嘉納し給ふの大詔を奏請せり而して三國の抗議に遇ふや忽ち之に屈從して更に第二の大詔を奏請し綸言反覆の譏を招き以て國家大勝の結果をして陛下の尊嚴を傷け國家の體面を汚すに終らしむ是れ臣等の痛嘆大息に堪へざる所なり又本年十月八日朝鮮京城の事變に至りては最も痛歎すべきものとす抑も公使は陛下の御信任狀を帯び他邦に使用して帝國を代表するものたり故に閣臣の之を奏薦する必ず其の人を選ばざるべからざるに此の回の舉動果して如何ぞや閣臣の之に處するを見るに單に公使館員等を免黜して以て其の實の責を盡せりとするものゝ如し然りと雖も之を推薦したる閣臣にして依然其の職に留らば何を以て此の舉措の陛下の叙

慮にあらざり國民の意旨にあらざること世界に表明するを得じや況や事の真相を探れば奉天還付は對韓政策の困難を招ける主因にして對韓政策の屢々變轉するは公使館員等をして已むを得ず是に出してしめたるに外ならざるをや政策其の宜に違ひ奏薦其の人を誤り指揮監督其の道を失す閣臣の失政亦大なりと云ふべし是れ臣等が閣臣の對韓政策に就て黙止する能はざる所以なり此の他閣臣が國家内外の機務を誤る一にして足らずと雖も奉天還付と對韓政策とは失敗の最も著大なるものなり設令陛下の洪量能く之を忍容し給ふも之れが爲憲政の大義紊亂し國家の進運を阻碍するを如何せむ臣等職言責にあり之を黙過するは聖意に獎順する所以にあらず故に今事體の最も重大なるものを具陳し謹みて陛下の聰明に訴ふ臣等東洋の前途益々多難なるを知る國家此の多難に處せむと欲せば既往の失政を糺し閣臣をして其の責を引かしむるより急なるはなし茲に國民の意思を披陳し伏して陛下の聖鑑を仰ぐ臣楠

本正隆誠惶誠恐謹て奏す

○發案の趣旨(尾崎行雄の演説)

一月九日上奏案を議事に付し、發案者尾

崎行雄其趣旨を演説す。其演説は縷々數萬言の長に亘る。左に其大意を摘記す。

世界の權力競争點は西歐より東亞に移り、外交上の關係日に益々頻繁多難に赴くの今日、帝國たる者宜しく舉國一致以て内外の要務を經營せざるべからず。唯々奈何せん現閣臣は其職掌を誤り、其責任を忘れ、尙且つ恬として愧づるを知らず。此の如き輩と共に舉國一致の美果を收めんと欲するも得べからず。彼れ曩者國民全部の強盛なる後援を負ひ、其十全の力を外交局面に揮ふことを得たるに關せず、遼東に曠き、朝鮮に敗れ、内外百般の機務一も好果を擧ぐるものなし。之を往に推し之を來に圖るに、現閣臣は到底國家經紀の重任に堪へざるものにして、之に舉國一致の後援を與ふるが如きは、斷じて國家の進運を計る所以の道にあらず。彈劾以て其責任を問ふは眞に已むべからざるに屬す。吾人は政府の責任を問ふに急なると共に、亦決して國家經營問題を忽諸に付するものにあらず。昨夏平和克復後、屢々閣臣に促かすに臨時議會の開會を以てし、速く經營問題を

處理せしめんとしたるは實に之が爲なり。然るに閣臣は之を冷眼に付し、遷延以て今に及ぶ。是れ閣臣が經營問題の陸に匿れて幸に責任論の鋭鋒を避けんとするの卑劣より來る。○宣戰の詔勅は照乎として天に懸り、時局の政界を指揮する大本たり。故に其戰爭を終結するに當りても、亦必らずや此趣旨に遵はざるべからず。當局者蓋し亦宣戰の詔勅を奉體して馬關條約を締結したるもの如く、皇上特に詔を發して其條約の前年宣戰の趣旨と相副ふことを嘉尙あらせらる。然るに未だ二句ならずして遼東半島還付を敢てし、所謂宣戰の趣旨と相副へる條約の要項を抹殺し、反覆の論旨を奏請して、帝室の威嚴を失墜す。然かも尙且つ恬として其位に居るに至りては、眞乎人臣の分職を解せざる者と謂はざるべからず。○凡そ兵を他國と交ゆるに當りては、常に局外國の動作に注意を懈るべからず。特に戰を止め和を構せんとするに際しては、列國の干涉往々にして隙に乗するを以て、最も此に警戒を加ふるを要す。彼れ歐洲列國、白晝公然東洋の兵備を増加し、以て干涉の素地を爲し、虎視眈々として乘すへきの機會を覗ひたること一日の故にあらず。而して我當局、蒙として之を省せず、漫然夫の條約を締結して天下に傲り、一朝干涉に接するや、倉皇狼狽、惟命惟從、以て戰捷の權利を放擲し、以て前日の條約を抹殺す。其無能無力無策無術、眞に驚絶に堪へず。○國家時ありては或は屈辱の防ぐべからざるあり。屈辱尙忍ぶべし、要は國民をして普く屈辱の屈辱たるを知らしめ、以て他

年一日之を洗雪するの途を講ずるに在り。彼れ閣臣や、千古未曾有の屈辱を國家に加ふるの後、極力國民の敵愾心を壓伏するの手段を取り、普く天下に令して平和の祝宴を開かしめ、單り屈辱の屈辱たるを知らしめざるのみならず、却て遼東還付の至當適宜の舉措たるを承認せしめんとす。曰く「強者には敵すべからず、優者には従はざるべからず」と。嗚呼是れ成敗利鈍の説なり。若し此説にして一たび世の是認する所と爲らば、大戦名分全く地を掃ひ、施て國家の存立を危くするに至らん。顧ふに 祖宗建國已來二千五百年、未だ嘗て他國の威武に屈して寸土尺壤を割きたることあらず。今や明治の昇代會々此事あり。外侮是より乘すべく、民心是より弛ぶべく、而して將來の軍人たる者、外交官の舌頭を以て軍人百戰の餘に贏ち得たる土壤を放棄したるの例に鑑み、其勇武を他國の領土に揮ふに當りて、或は爲に躊躇する所なきを保せず。此の如きもの皆な屈辱の屈辱たるを掩蔽し、國家の體面問題を解決するに成敗利鈍の説を以てするの致す所なり。朝鮮は如今列國衝突の中心にして、之に對する我政策の適否は實に東洋全局の治亂に關す。然るに現政府に一定の方針あるなく、動もすれば輒ち宣戰の詔勅と前年の聲言とを忘れ、露國と協力し以て朝鮮を保護せんとするの説あり。是れ既に對韓政策の要機を誤るものなり。特に去年十月京城事變の如き、失態の最も甚しきものにして、公使の舉動其當を得ざるは論なしと雖も、政府亦奏罵其人を誤り且つ指揮監督其道を失したる

の責を免るべからず。況んや對韓政策の變轉は即ち公使等をして已むを得ず彼れが如き危道を踏むに至らしめたるものなるを以て、政府は主として其責に任ぜざるべからず。凡そ此の如き大臣をして長く其位に留らしめば、將來如何なる失策を演じて帝國の面目利益を損するや亦未だ知るべからず。上奏案の起る、實に已むを得ざればなり。

○上奏案否決 本案に對して賛否數番の演説あり。賛成者は前掲發案者演説の趣旨を敷衍して賛成を表し、反對者は三國干涉當時の形勢と我が實力とより論下して還遼の已むべからざるを説き、又戰後經營を以て閣臣問責以上の重大案件なりと爲し、枉げて其失計を寛假して與に共に戰後を經營するの要務たるを主張す。之を採決するに及んで、本案は百三に對する百七十を以て否決せられたり。

●再度京城事變の責任

二月十一日韓國京城に起りたる政變の顛末は先に既に之を叙した

り。本件は當期議會々期中に起り、又々議會の一大問題と爲る。

○質問 衆議院の民黨は夙に帝國政府對韓政策の變轉に憤慨し、去年十月八日の京城事變亦是れ政策變更の致す所なりと爲し、前掲上奏案の後段に之を指摘す。今や又々本年二月十一日政變の飛報に接し、曩者上奏案に關して主張したる言議の益々驗あるを悲しみ、先づ工藤行幹等の名を以て一質問書を發し、此の韓國の獨立と東洋の安危とに至大の關係ある事件に對し、政府は如何なる手段を取りて以て對清宣戰の聖旨を貫徹せんとするの意なる乎を問ひたり。政府は此質問に對して容易に答ふる所あらず、月餘を経るの後、時期の不可なるに籍口して答辯を拒絶す。

○決議案 國民協會は夫の對韓政策の失敗を併せ彈劾せんとする曩日の上奏案に反對したりと雖も、今回の京城事變を以て黙止すべ

からざるの大故と爲し、戰後經營未だ完成せざるに關せず、直ちに決議以て政府の責任を問はんと擬し、佐々友房の名を以て左の決議案を提出す。

本院は現内閣が内外に對して失敗の多きを認め特に今回朝鮮の失敗に至りては彼の炳乎たる宣戰の詔勅に對し其措置を誤りたるものと信ず故に現内閣は大臣輔弼の大義に順み速かに處決あらんことを期し茲に本院の意思を表明す

○停會 右決議案の提出せられたるは二月十五日にして、民黨の質問書を提出したると其日を同じうす。議院は將に日程を變更して決議案を議せんとするに臨み、同日より二十四日まで十日間帝國議會停會の詔勅下れり。

○決議案撤回の議 停會期中、國民協會は俄かに其決心を翻へせり。其會頭品川彌二郎は政府大臣と審議を了し、會員に諭して曰く

「對韓問題亦重要ならざるにあらずと雖も、戰後經營の特に緩ふすべからざるあり。經營問題に協賛するの後、進んで對韓問題を議するも敢て晚しと爲さず」と。協會員は多少の不滿を忍びて之に服し、遂に意を決議案撤回に決せり。

○決議案否決 停會期満ち、二月二十五日の日程に決議案を掲ぐ。其當日に及んで提出者より撤回を要求す。日程掲載後に議案を撤回するは提出者の自由なる能はず。之を院議に問ふに及んで、撤回を許さるることに決す。乃ち議事に入り、民黨は政府政策の變轉を詰りて今回事變の責を政府に歸し、決議以て其處決を促がすの要務たるを論し、國民協會所屬議員は自由黨所屬議員等と共に反對の意見を表示す。結局百一に對する百六十五を以て決議案を否決したり。

第四章 戰後經營 (戰後財政計畫の一)

○施政の方針(總理大臣の演説) 衆議院が閣臣彈劾の上奏案を否決したる翌日十月十日内閣總理大臣伊藤博文衆議院に臨み、其翌日貴族院に臨み、各々一場の演説を試みたり。其演説中將來の經營に關する事項大要左の如し。

平和克復と共に百事面目を一新したる今日、國家の經營せざるべからざる事業鮮からず。就中軍備擴張の如きは最も必要に關す。政府は財政と民力とに顧みて各般必要事項を豫算中に編入せり○殖産・興業・教育・運輸の發達を圖るは今日の要務に關す○新領土臺灣を充分に統治して益々其發達を圖らざるべからず○改正條約の實施方々に近きに在り、十分に其準備を講じて遺算なきを要す○今日我國の地位大に昂進し、復た戰爭以前と同日の談にあらず、其東洋全局の安危に關すること極めて大なり○我國運の短日月間に長足の進歩を爲したる所以のもの、至尊の威徳と國民の勤勉と政府施設の機宜に適したるに依る。將來益々其發達を圖らんとせば、一に政府議會妥協の力に待たざるべから

法案を提出し、共に議會の協賛を得て之を整理せんとす。○明治二十九年年度の歳出は著しく増加せり。其然る理由は、戦役に伴ふ軍事公債及び借入金利子・陸海軍軍費・其他一般の事業費及び政務費の増加に由るものにして、皆な日清戦争の結果、國運の進歩に伴ひ、國家の生存發達上欠くべからざるの費用に屬す。○歳出の著しく増加するに従ひ、歳入に巨額の不足を見る。此不足を填補せんが爲に、租税を増徴して經常歳入を増加し、償金及び公債を繰入募集して臨時歳入を増加せんとし之が各法案を提出す。○公債は今後の募集と償却とを差引計算せば、明治三十四年度に於て最高額約四億九千九百餘萬圓に達すべし。其償還方法として既往繼續せる年額二千萬圓償還の外、今回の戦役に伴へる公債の利子年額八百七十餘萬圓を加へ、且つ事業公債の利子を經常歳入より支辨せば、明治二十九年年度以降三十八ヶ年間に各公債全部を償還することを得べし。○政府は金融機關及び交通運輸機關の發達を圖り、又財源を需め且つ税法の改良を圖らんが爲め、各種の法案を提出したり。皆な歳計豫算と相待て所謂軍備の整頓と俱に經濟の發達を規畫し、財政の鞏固を慮ると同時に民産の増殖を力むるの趣旨に基かざるはなし。

○財政十年計畫 政府は明治二十九年年度以降十個年間の歳入出を概算し、數表を製して之を議員に配布したり。其表に於て増税・減

税・償金・公債等の收支を算し、其支途科目を明記す。

第五章 豫算案(戦後財政計畫の二)

●政府の立案

○二十九年年度總豫算 明治二十九年年度の歳計は俄かに膨脹し、之を前年度豫算に比して著大の増加を示す。其總豫算案に計上せる歳入出額、及び前年度豫算とを對照すること左の如し。

	二十九年年度	二十八年年度	比
經常部	九四、四〇三、三三三	八七、五二七、八七四	(増) 六、八七五、四五八
臨時部	四三、六六七、三四三	二、六六六、七八三	(増) 四一、〇〇〇、五六〇
合計	一三八、〇七〇、六七七	九〇、一九四、六五七	(増) 四七、八七六、〇一九
經常部	八九、二〇九、六七六	七四、二一八、八六六	(増) 一四、九九〇、八〇九
臨時部	六二、八六一、七八七	一五、〇五七、〇〇七	(増) 四七、八〇四、七七九
合計	一五二、〇七一、四六三	八九、二七五、八七三	(増) 六二、七九五、五八九

(註)二十九年年度總豫算歳入不足金千四百萬七百八十五圓也。○政府は總豫算案を提出したる後、歳出臨時部選信省所管電信架設費の繼續年限を短縮し、其二十九年年度支出額四十三萬四千六百九十一圓を増加したり。故に歳出總額は一億五千二百五十萬六千五百五十四圓と爲り。歳入の不足額千四百四十三萬五千四百七十七圓と爲る。

●歳出増加の理由 ●歳出増加の重要なものを擧ぐれば、戰役に伴ふ軍事公債及び借入金利子八百七十餘萬圓・賞勳年金軍人恩給百二十餘萬圓・陸軍省所管經費増額二千三十餘萬圓・海軍省所管經費増額二千三百四十餘萬圓・一般の事業費及び政務費(勸業・教育・製鐵所創立・交通運輸機關擴張・河川修築等)増額千九百九十餘萬圓等にして、以上各項掲記の金額は、即ち前年に比して増加したる差額なり。

●軍備擴張費 ●就中經費の著しく増加したるものを陸海軍兩省の所管とす。即ち陸軍省所管の經費合計三千五百五十八萬二千五百二十四圓、海軍省所管の經費三千七百十二萬三千二百二十二圓にして、之

を前年度に比較すれば、前項掲記せるが如く共に二千有餘萬圓の増加を見る。而して其増加せるものは主として臨時部に屬し、無數の軍備擴張費此内に含む。陸軍に在りては營繕及び初度調辨費・砲臺建築費・兵器製造費・砲兵工廠工場擴張費等を主要と爲し、海軍に在りては造船造兵及び建築費(總稱して海軍擴張費と云ふ)殆んど其全部を占む。而して陸海軍擴張の各費目は皆な數年に渉るの繼續費にして、三十餘件の新設繼續費中、其二三を除くの外、皆な軍備擴張に關せざるはなし。海軍擴張費・七個年繼續・總額九千四百九十七萬九千六百八十五圓・二十九年年度割額二千二百二十五萬六千二百九十四圓、陸軍兵舍營繕及び初度調辨費・四個年繼續・總額千七百三十四萬二千七十圓・二十九年年度割額千二百九十五萬五千八百四十四圓、及び兵器彈藥費・兵器製造費・各砲臺建築費等、皆な注目すべきものなり。

○歳入種別 總豫算歳入中、償金繰入額四千九萬三千三百八十八圓・威海衛守備費償却金七十五萬圓の二項を除き、殘餘九千七百七十二萬七千二百八十九圓は即ち從來固有の普通歳入なりとす。普通の歳入力亦大に伸張し、之を前年度に比して約七百萬圓を増す。

○歳入不足額其填補豫算 普通歳入に加ふるに償金繰入を以てするも、未だ以て歳出を支ふるに足らず、其歳入の不足額實に千四百四十三萬五千四百七十七圓の數を示す。政府は増税・專賣・公債募集金を以て總豫算の歳入不足を補ひ、且つ追加豫算の經費に充つるの計畫を立て、之か法律案を議會に提出し、其法律案の通過を豫期して其歳入を追加豫算に編し、同時に之を議會に提出す。其計數を表示するものは即ち總豫算追加乙號にして、其歳入總額千九百五十七萬八千七百六十圓中、増稅收入六百四十二萬三千九百九十三圓・公

債募集金八百三十七萬四千五百圓・前年度繰入金百六十五萬千三百五十二圓・其他は經常臨時の雜收入等なりとす。(増稅法案及び本號豫算の歳出は次下適當の部に配す)

○臺灣諸經費、威海衛占領費 臺灣我が版圖に歸し、此に國防を施し、民政を布く。又清國が媾和條約を誠實に實行するの擔保として帝國は一時威海衛を占領す。此等經費を計上せるものは即ち二十九年度總豫算追加戊號にして、其歳入出は共に三千八百四十一萬三千五百七圓なり。内、臺灣に要するものは經常諸經費六百三萬千七百十五圓・同臨時事業費四百六十九萬七千四百圓・合計千七百七十二萬九千百十五圓にして、爾餘二千七百六十八萬四千三百九十圓は陸海軍經常臨時兩部の軍事費に屬し、威海衛占領費・臺灣守備軍防費・及び二十七八年軍事費殘務處理の經費に充つ。而して其歳入は六百六十

八萬餘圓を臺灣歳入に取り、千二百十七萬餘圓の前年度剩餘金を繰入れ、千九百五十六萬餘圓を臨時軍事費資金(同特別會計剩餘金繰入三百六十萬圓、一、賜金充用軍事公債募集五、百九十五萬圓)に取る。

○二十八年度追加豫算 政府は明治二十八年總豫算追加案を提出すること八號に及ぶ。其歳入通計二百十八萬四千二百二十三圓にして、歳出通計二百六十四萬千七百四十八圓なり。歳出は各省所管に亘り、法律の結果又は戦後の處分等に要する経費にして、其歳入は概ね前年度繰入金に取る。

○二十九年度追加豫算 政府は明治二十九年總豫算追加案を提出すること十二號に及ぶ。其歳入通計六千二百五十五萬八千六百六十四圓にして、歳出通計四千四百五十八萬二千六十一圓なり。各追加豫算中、最も注目すべきものは歳入填補の計畫を定めたる乙號、

及び臺灣經營並に威海衛占領の経費を計上せる戊號にして、其内容は前項特に抽記する所の如し。臺灣經營並に威海衛占領費の外、歳出の較々重要なるものを挙げれば、河川改修費・臺灣航路及び郵便電信經營費・航路造船獎勵費・戦役死亡將校下士補員費・勳章勳記又は公債證書製造費・拓殖務省設置費・葉烟草取扱所設置費・露帝戴冠式參列費等にして、汎く各省に涉り、豫算各號に分載す。而して其歳入は概ね前年度繰入金に取る。

●衆議院の豫算會議

○總豫算査定案 衆議院の豫算委員會は自由黨所屬議員多數を占め、而して自由黨は政府と相提携す。此を以て豫算案の審査極めて容易に進行し、委員長星亨之を議院に報告したり。其總豫算に對す

る査定額は、原案を削減すること歳入に於て八萬八千圓(經常部也)歳出に於て百八十四萬七千七百五十二圓(經常部四十七萬二千二百二十圓、臨時部百三十七萬五千六百三十一圓)なり。歳出の削減は北海道鐵道建設費等にして、一も軍事費に及はず。

○民黨の意向、各種の動議 民黨は政府の戦後財政計畫を以て杜撰と爲し、委員會の査定を以て粗漏と爲し、此豫算案に適度の修正を施さんとして頗る苦辛せり。委員長報告の日、大竹貫一は先づ豫算案の議事を増稅諸法案の決定まで延期するの先決問題を提出す。蓋し各案彼此相關聯し、而して増稅諸法案は未だ審査を終へざるを以てなり。此動議は直ちに否決せらる。大竹は更に豫算案を全院委員會に付するの議を唱ふ。是れ亦直ちに否決せらる。次て犬養毅は豫算款項以外に政府の要求せる軍事費ありとの風説に關して質問を試む。政府は直ちに秘密會を要求し、其席上に於て之に答ふ。次て

二月一日豫算會議を開くに臨み、院内に國務大臣の隻影を見す。此に於て大竹は國務各大臣悉く出席して外交軍事其他の重要問題に對して十分の説明を與ふるに至るまで、豫算會議を延期するの動議を提出し、是れ亦直ちに否決せらる。次て犬養毅は内閣總理大臣の國務に不親切なるを議決せんか爲に議事日程の變更を求めたりと雖も、院議之を容れず。

(註)豫算款項以外に軍事費の存在すべからざるや當然の理なりと雖も、政府委員は其之れあるの意を豫算委員會に漏らせり。本文犬養毅の質問の起りたるは之が爲なり。政府委員は此質問に答へて軍事費を第一第二兩期に分ちたる旨を告げ、詳細の説明を秘密會に譲りたり。總て政府は軍備問題に關しては一言も公開席上に披陳せず、直ちに秘密會を要求したるを以て、其詳細を知る能はず。之を知るも之を叙するの限にあらす。

○總豫算議了、歳出削減額 各般の動議を否決して總豫算本會議に入る。田口卯吉先づ修正案を提出す。大旨、行政費十分一を減し、

及び陸軍の擴張を廢して海軍の第二期擴張を即時に決行すべしと云ふに在り。議院は政府の要求に依り秘密會を開き、討論多時の後遂に之を否決し、次て議場を公開して原案を付議す。査定案中削減額の比較的多量なりし公債元利及び手数料。北海道鐵道建設費・中央停車場設置費等は原案の舊に復し、他の款項に對しては質問なく議論なく、一氣に之を可決す。其結果、歳入の削減額は前記査定案と同しく、歳出の削減額は僅かに三十一萬八千八百六十八圓(經常部十萬二千四百四十八圓臨時部十七萬千七百四十八圓)に止めたり。

○追加豫算其他議了 二十八年度追加豫算中、議會は甲號の歳入出各二萬五千六百十七圓を削減し、又政府は自ら乙號所掲の官設鐵道用資金全部二十萬圓を削除し、他は何等原案を動かす所なし。二十九年度追加豫算中、議會は戊號の海軍臨時軍事費及び壬號の大阪

控訴院同地方裁判所新築費の兩項に於て十九萬六千四百九十九圓を削減し、歳入填補案以下、一も原案を動かす所なし。其他特別會計豫算・豫算外國庫負担の契約案・并に之に關する追加案、凡て原案を可決したり。

●貴族院の豫算會議

○委員會 貴族院議員中急激なる軍備擴張に反對する者頗る多し。此議論は豫算委員會に現はれ、委員は十分に政府と論議を交へ、遂に谷干城より豫算修正の爲に之が撤回を政府に勸告するの動議を起す。此動議は否決せられ、各款各項、一も衆議院の決議を動かさずして査定を終り、委員長近衛篤磨之を議院に報告す。

○本會議、豫算案議了 本會議は恰かも衆議院と同一の經路を踏

て進行せり。即ち増税各法案決定に至るまで豫算議事を延期するの動議を否決し、軍備擴張に關する質問應答は秘密會の席上に行はれ、款項の議事に入らんとするに際して、總理大臣大藏大臣共に來り會せず、爲に大に議員の激昂を招き、其翌日(四日)各大臣出席、議員は交々起て質問を試み、之より討論に入り、陸軍省經常軍事費約一百萬圓節減の動議を起す者ありたりと雖も、直ちに之を否決し、其他何等の異論修正なくして總て衆議院の送付案を可決したり。追加其他の別種豫算皆同し。

○確定豫算 明治二十九年年度總豫算案は如上の經過を以て兩院を通過し、茲に其成立を告げたり。左に其歳入出確定數を表示す。

歳入	九四、三一五、三三三	臨時部	四三、六六七、三四三	合計	一三七、九八二、六七七
歳出	八九、〇六二、五五六	臨時部	一、九〇八、六〇三	合計	九〇、九七一、一五九

(註) 原案に對する増減比較は本文中既に明白に叙したるのみならず、其修正極めて單純なるを以て、特に茲に註記せず。

外に當期議會の協賛したる追加豫算の確定數を左に掲ぐ。

二十八年度總豫算追加(八號通計)	一、九〇八、六〇三	臨時部	二、三六六、一二八	合計	四、二七五、七三一
二十九年年度總豫算追加(十二號通計)	五九、二一五、〇三四	臨時部	四一、二三八、四二九	合計	一〇〇、四五三、四六三

第六章 歳入填補案 (戰後財政計畫の三)

○計畫大綱 明治二十九年年度歳計は著しく膨脹し、到底從來固有の歳入を以て各般歳出を支ふるに足らず。政府は之が填補の策を按し、増税及び專賣を以て經常歳入を増加し、之を經常歳出の支途に充て、公債及び償金を以て臨時歳入を増加し、之を臨時歳出の支途に

充てんとす。

● 増税及專賣

○各種増税法案、可決　政府は新たに登録税及び營業税を設け、又酒造税を増率せんとして之が法律案を提出し、之を實施すると同時に重複に亘るべき各法律を廢止せんとして亦之が法律案を提出す。政府は此等諸税を以て最も彈力ある適當なる收入なりと爲し、今後歳と共に増加すべき陸海軍事費等の經常費に充つる計畫なる旨を明言したり。兩院は此等各法律案に對して異論尠からざりしと雖も、結局登録税法案中戸籍に關する登録税の二三を削除し、又酒造税法案に僅少の修正を施し、他は凡て原案を可決したり。

○葉煙草專賣法案、可決　政府は葉煙草を專賣して多額の歳入を

此に求め、前項増税收入と同一の支途に充てんとす。(政府は專賣と増税とを同一に律故に以下往々此稱呼を用ふ) 此計畫に對しては非難頗る高く、政府の調査の杜撰なるを咎むると共に、其歳入を以て極めて不確實不完全なりと爲す。衆議院の同法案委員會は、撤回を政府に勸告したりと雖も、政府之に應せず。乃ち本案を否決して議院に報告し、少數者は可認の意見を報告す。然るに衆議院は本案を可決し、次で貴族院亦之を可決したり。兩院に於て本案を討議するの際、本案反對の議論極めて盛にして、一人の起て辯護論を爲す者なしと雖も、既に本案を基礎として調製せる豫算案に協賛したる以上、今は之を奈何ともすべからずとし、乃ち本案を可決す。

政府は葉煙草賠償資金八百萬圓を設け、同資金は之を特別會計と爲さんとし、又葉煙草取扱所新設費四百二十一萬餘圓を豫算し、之を

二個年の繼續費と爲さんとし、之が法律案及び豫算案を提出し、共に兩院の協賛を得たり。

○**國庫實收額** 右各増税及び專賣法の實施期に遅速あり、二十九年度に於ては唯々登録税六百四十二萬餘圓を收入し得べきのみ。若し悉く之を實施するに及んでは、全年度に於て國庫の收入を増すと三千三百九十六萬七百四十九圓に達すべく、關係法律の廢止に依り、七百五十五萬二千三百九十七圓の收入を減するも、純益仍ほ二千六百四十萬八千三百五十二圓に達すべし。然るに登録税法案に對する修正に依り、豫定收入約四十五萬圓を減するの計算なりとす。

○**増税案概要** 左に各種増税及び專賣法の内容を概記す。

登録税 各種の權利・資格・身分・其他の事項に關し官簿に登録を請ふ者に課税す、其徵稅種目及び稅率は多端なるを以て之を略す○營業稅 商工各種の營業者に對し毎年若干の稅を課す、其種目・標準・稅率及び徵稅方法を略す○酒造稅 清酒・白酒・味淋は一石

七圓、濁酒六圓、燒酎・酒精八圓、混成酒六圓。自家用料酒類釀造制限、冲繩縣酒類出港稅比率増徴○葉煙草專賣 之を略す

●公債及償金

○**公債募集** 臨時歲入填補の爲め新たに募集せんとする公債は、

證書額面一億三千五百萬圓とし、既成官設鐵道改良費・北海道鐵道建設費・電話擴張費・葉煙草專賣資金・及び次年度以下の製鋼所設立費・陸海軍擴張費に充てんとす。此計畫は事業公債法案中に之を具し、政府は其法案の通過を豫期して豫算案を編し、二十九年度の募債額を八百三十七萬四千五百圓と定めたり。非政府黨は事業緊縮の方針を執り、前記各事業に反對したりと雖も、其計畫を含有せる豫算に協賛したるを以て、公債の募集欠くべからざるに至り、兩院は

共に讀會を省略して公債法案を可決したり。

○償金繰入 明治二十九年度に於ける償金繰入額は四千九萬三千三百八十七圓にして、歳出臨時部陸海軍擴張費及び製鋼所設立費に充つ。但し此等の費目は皆な繼續費にして、償金繰入は二十九年度に限るを以て、次年度以降の該經費は前項公債を以て之を支辨す。而して本件償金繰入は總豫算に編入して歳計の基礎を爲し、夫の千四百萬圓の歳入不足填補策と相關せず。

第七章 法律案

○兩院通過法律案件銘 當期議會の接受したる法律案の數は百五十餘件にして、其兩院を通過したるもの左の九十三件なり。

營業滿期國立銀行處分法案○國立銀行紙幣の通用及引換期限に關

する法律案○國債證券買入鎖却法案○國立銀行營業滿期前特別處分法律案○鎖店銀行紙幣交換基金特別會計法第五條中改正法律案○鎮守府造船材料資金増加に關する法律案○事業公債條例案○登録稅法案○酒造稅法案○家用酒稅法案○混成酒稅法案○沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案○明治十九年勅令第六十一號稅率改正法律案○營業稅法案○牛馬賣買免許稅規則其他廢止法律案○煙草稅則中改正法律案○醬油稅則中改正法律案○葉烟草專賣法案○輸入棉花海關稅免除法律案○償金特別會計法案○臨時軍事費特別會計に關する法律案○航海獎勵法案○造船獎勵法案○官設鐵道用品を官設鐵道用品資金より買入る、時前金拂概算渡に關する法律案○官設鐵道用品資金增加法律案○理事の恩給及遺族扶助に關する法律案○日本勸業銀行法案○農工銀行法案○農工銀行補助法案○公立學校職員退隱料等に關する法律案○市町村立小學校敎員年功加俸國庫補助法案○司法官試補實地修習期間に關する法律案○民

法中修正案○裁判所の設立及位置并管轄區域の變更に關する法律案○害蟲驅除豫防法案○獸疫豫防法案○移民保護法案○開港外に於て外國貿易の爲め船舶出入及貨物輸出入の件に關する法律案○船舶検査法案○船舶職員法案○船舶職員懲戒法案○郡廢置及郡界變更に關する法律案(三十件)○銀行合併法案○河川法案○馬匹調査及検査に關する法律案○葉烟草專賣資金會計法案○臺灣總督府雇員に官吏恩給法及官吏遺族扶助法を適用するの法律案○豫定鐵道線路中私設鐵道會社に敷設許可に關する法律案(六件)○地方學事通則中改正法律案○地方稅經濟に於て臨時土木費の爲に起債及地租制限外賦課の件法律案○會計検査院法中改正法律案○會計検査官退官に關する法律案○臺灣に施行すべき法令に關する法律案○臺灣に會計検査院支廳を設置するの法律案(以上政府提出)○官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則法律案○北海道鐵道敷設法案(以上實族院提出)○輸入羊毛海關稅免除法律案○清國及朝鮮國在留帝國臣民取締法案○

裁判所管轄に關する法律案(以上衆議院提出)

○民法中總則・物權・債權三編修正

先に法典の施行を明治二十九年十二月三十一日まで延期したる後、(第三議會議決)政府は法典調査會を設

け、邦人をして之が審査修正の事に當らしめ、努めて國風民情に相副はんことを期したり。今や民法中財産編・財産取得編・債權擔保編・證據編に大修正を施し、其編次を改めて總則・物權・債權の三編と爲し、案全く成り、之を當期議會に提出して協賛を要む。當時國論大に變し、概ね成文律の必要を認め、且つ法典調査會の成案粗く國風民情と相副ふものと爲し、概ね政府の提案を容れんとするの傾向あり。兩院は遂に僅少の修正を加へて之に協賛し、政府は明治二十九年四月法律第八十九號を以て之を發布したり。而して此法律の施行期は之を勅令の規定に譲り、後年の勅令(明治三十一年勅令第百二十三號)を以て明治三十一年

年七月十六日より之を施行することと定む。

○臺灣特別立法の件　政府は臺灣に特別立法の制を設けんとして之が法律案を提出す。其案は臺灣總督に與ふるに其管轄區域内に法律の効力を有する命令を發布するの權を以てせんとするものにして、其命令は總督府評議會の議決を経たる上、勅裁を請ふて之を發布するを本則とし、緊急の場合に在りては、先づ發令して然後に勅裁を請ふの道を開かんとす。本案に對しては世上其違憲を非難する者頗る多し。曰く「帝國議會は憲法の附與したる立法協賛權を割て之を臺灣總督に與ふることを得ず。法律に依らずして臺灣在住日本臣民の權利を左右するを許さず」と。政府は一たび本案を衆議院に提出したる後、俄かに之を撤回し、又直ちに之を提出して緊急議決を要求せり。衆議院の委員會及び本會議に於て、違憲論盛に起る。然か

も結局政府案の全部を可認し、但し其法の有効期を三個年に限るの一條を追加して之を可決す。貴族院亦多少の異論を排して之を可決し、政府は直ちに裁可を奏請し、明治二十九年法律第六十三號として之を公布したり。爾來此法律は屢々議會の問題たりしこと後に記する所の如し。

○償金及軍事費特別會計法　清國より收受する償金は特別會計を以て之を整理せんことを期し、政府之が法律案を提出し、議會は異議なく之に協賛したり。又明治二十七八年臨時軍事費は曩に既に特別會計を設置し、二十七年六月一日を以て其會計年度の起點と爲したるが、今や平和克復したるを以て、二十九年三月三十一日を以て其出納事務を完結せんとし、政府之が法律案を提出し、議會は異議なく之に協賛したり。

○貴族院被選議員歳費廢止案 議院法第十九條を改正し、貴族院伯子男爵議員及び多額納稅議員の歳費を全廢するの法律案、貴族院議員松浦詮等より同院に提出す。提案者及び賛成者の説明する所に依れば、本案の裏面に伏する眞理由は、歳費を唯一の目的とする陋劣なる議員を院内より排除し、以て議院の職分を完ふせんとするに在り。當時世人は此案に依りて貴族院の清濁を驗せんとし、頗る此に注目する所あり。貴族院議員中亦本案に賛成する者當初甚だ多かりしと雖も、漸次に其説を變し、同院は遂に七十二に對する百八を以て之を否決したり。

○人權關係各法律案

新聞紙條例を改正して發行停止制度を全廢するの案は、從來常に政府及び貴族院の阻碍に遇ふて未だ成立するに至らず。茲に政府は自ら同條例改正案を當期議會に提出したり。

其案は嘗て貴族院に於て同法案委員會の作りたる成案に倣ひ、發行停止の日數を限定し、及び停止事項を指示せんとするに在り。政府曰く「政府は必ずしも新聞紙條例改正に反對するものにあらず。時勢の變、多少の改正を施すの必要あるを認め、乃ち茲に此案を提す。但し其改正は本案具載の外に出るを容さず」と。衆議院は此提案に満足せず。停止全廢の修正を施して之を可決したりと雖も、貴族院は四十九に對する七十一を以て之を否決したり。

○集會政社法中削除案

(政社聯結の禁制解除、其他)

衆議院議員選舉法改正案・保安條

例廢止案、皆な衆議院議員の提出する所にして、同院直ちに之を可決したりと雖も、貴族院の沮止する所と爲る。

政府は保安條例と豫戒令とを併せて治安警察法案を編し、先づ之を貴族院に提出し、同院之を否決す。

○銀行關係各法律案、國立銀行繼續 營業滿期國立銀行處分に關し、繼續及び延期の兩法律案當期議會に現はる。其案の規定及び提出者は前議會のものと同じ。此案に對する議會の意向大に變し、兩院は大多數を以て政府提出繼續案を可決したり。又政府は金融機關の發達を圖り農工業の改良に資せんが爲に、中央に勸業銀行を設け、各地方に農工銀行を設けんとし、之が法律案を提出し、兩院は之に協賛したり。

○鐵道關係各法律案、憲法問題 政府は中央鐵道豫定線路の東方起點八王子を改めて神奈川と爲さんとし、此趣意を以て鐵道比較線路決定に關する法律に改正を加へ、又此改正線路を第一期線と爲さんとし、鐵道敷設法に改正を加へ、兩案を議會に提出す。衆議院は神奈川を中央鐵道の東方起點と爲すは單に豫定線路と爲すに止むる

の趣意を以て敷設法中改正案に修正を加へ、決定法中改正案は之を否決したり。貴族院は敷設法中改正案の送付を受け、原案を復活して之を衆議院に回付す。衆議院之に同意せずして兩院協議會を開く。本件に關しては憲法上の異論を生ず。曰く「貴族院か鐵道敷設法中改正案に於て政府の原案を復活したるは、即ち鐵道比較線路決定に關する法律中改正法案を復活したるものにして、其所爲は兩議院の一に於て否決したる法律を同會期中に於て再議したるの嫌あり」と。

(憲法第三十九條) 兩院協議會に於て衆議院の意見勝を占めたりと雖も、貴族院は此成案を否認し、此案は遂に廢滅に歸す。

○各種法律案 政府は自ら進んで輸入綿花關稅免除法案を提出し、兩院は之に協賛したり。

複選及び大地主の制を廢止せんとする郡制改正案・府縣制改正案・三

府の特別市制廢止案、右何れも衆議院議員の提出する所にして、同院は都て之を可決したりと雖も、貴族院は之を否決し、又は之を議決せず。又特別市制問題に關し、政府は武藏縣及び東京都を設置するの案を立て、之を議會に提出したりと雖も、日ならずして自ら之を撤回したり。

清韓在留帝國臣民の在留地方の安寧を妨害せんとし又は風俗を壞亂せんとする者の在留を禁止するの法律案を提出する者あり。兩院は僅少の修正を施して之を可決す。

議會は政府提出の會計検査官退官に關する法律案を可決し、會計検査官懲戒法案を否決す。

第八章 雜 纂

○二十六年年度決算 政府は明治二十六年年度總決算、同特別會計決算を當期議會に提出したり。總決算の歳入出額、並に同豫算額との對照増減左の如し。

	決 算 額	豫 算 額	比 較
歳入			
經常部	八五、八八三、〇八〇	八一、四七六、〇五九	(増) 四、四〇七、〇二一
臨時部	二七、八八六、三〇〇	六、五六九、一七四	(増) 二一、三一七、一二五
合計	一一三、七六九、三八〇	八八、〇四五、二三三	(増) 二五、七二四、一四六
歳出			
經常部	六四、五四五、五九八	六八、七九四、〇六六	(減) 四、二四八、四六八
臨時部	二〇、〇三六、二七二	一三、〇五四、〇三七	(増) 六、九八二、二三五
合計	八四、五八一、八七一	八一、八四八、一〇四	(増) 二、七三三、七六六

會計検査院は之を検査し、検査未確定に屬するものを除き、豫算及び法律命令に違背する者・豫算超過又は豫算外支出にして議會の承諾を受けざる者・其他輕微なる非難事項等凡三百件を指摘したり。

△貴族院の檢了　貴族院の決算委員會は明治二十六年度決算中、特に決議上奏を爲すべき非難事項無しと爲し、之を議長に報告す。議長は其報告を印刷して議員に配布したるに止まり、閉會當日に至るまで之を日程に掲げず。是れ夫の先年議決したる決算議定細則の解釋に關する問題にして、討論の末、委員會より決議又は上奏の具案なきと雖も、尙且つ決算を日程に掲げて議事に付すべきものと決し、乃ち決算を議題と爲す。夫の前年來の問題たりし競争入札の執行に複制限を設けたる件に關し、箕作麟祥より其處置を違法と認むるの決議案を提出し、院議之を可決し、他は決算委員會の報告を是認したり。

△衆議院の檢了　衆議院の決算委員會は總決算歳出に於て七件、官有物に於て一件の不法事項を指摘し、之を決議して議會に報告し、

議會は直ちに其報告を可決したり。

○豫備金及剩餘金支出、院議一變　政府は二十七年豫備金及び國庫剩餘金を以て豫算超過及び豫算外支出等四件を當期議會に提出して事後承諾を求め、兩院は共に之に承諾を與ふ。剩餘金支出に關しては從來憲法上の問題を生し、衆議院は常に其承諾を拒み、會て第六議會に於て此問題を以て政府の處決を促がしたりと雖も、今や俄然として前來の主張を擲ちたり。

○渡韓制限緊急勅令　二十八年十月韓國京城の事變に際し、政府は勅令第四百四十四號を發して日本臣民の韓國渡航を制限し、當期議會に其事後承諾を求めたり。貴族院は承諾を與へ、衆議院は之を拒絶す。(本件勅令は先に第七回議會の爲に承諾を拒絶せられたる二十七年勅令第三百三十五號と同性質のものなり)

○臺灣不割讓の宣言　政府は臺灣及び澎湖列島を清國より割取し

のと爲し、之に關する政府の所見を問ふ者なり。政府之に答て曰く「政府亦對手會社に訴權なきを認め、此理由を以て反訴拒絶の抗辯を爲したるものにして、反訴其ものに對して答辯したるにあらず」と。
○各種質問及建議 前各項の外、幾多の質問續々として起り、政府概ね之に答辯を與ふ。又衆議院に現はれたる建議案の數は三十二件にして、其可決を経たるもの二十八件なり。今一々之を録せず。

第十回帝國議會

第一章 召集前記

●政府、内閣更迭

○拓殖務省設置、閣員異動、板垣退助入閣 二月三日 第九議會 期中 内務

大臣野村靖辭職し、司法大臣芳川顯正内務大臣に兼任す。三月三十日新たに拓殖務省を設け、拓地殖民の事を司るの所とし、北海道・臺灣島を此に隸し、而して子爵高島勲之助其大臣に任す。四月十四日自由黨總理伯爵板垣退助入て内務大臣に任す。五月三十日外務大臣陸奥宗光其職を辭し、文部大臣西園寺公望兼て外務大臣に任す。

(註)或は曰く、野村の辭職は自由黨跋扈して首相之を制する能はざるに憤慨して然りと。

而して板垣の入閣は自由黨が政府提携の報酬として自ら進て要求したる所にかゝる。但し板垣は入閣と共に自由黨を脱し、努めて公平の政を爲さんことを聲言せり。若し夫れ陸奥の辭職は眞に疾病に由る。拓殖務省は次年松隈内閣の下に直ちに之を廢止す。

○伊藤内閣動搖、松隈推薦の議、閣員總辭職 政府は專任外務大

臣を求むるに苦辛するの際、大藏大臣渡邊國武亦財政問題に關して閣員と意見を異にし、遂に辭職の意を漏らし、爲に政府は他に大藏大臣を求めざるべからざるに至る。首相伊藤博文閣外元老の忠告を容れ、松方正義を大藏大臣に迎へ、大隈重信を外務大臣に迎へんとす。閣員概ね以て妙計と爲す。單り内務大臣板垣退助固く大隈を迎ふるの不可を争ふ。審議多時、單り松方一人を迎ふるの議を決し、之を松方に通す。松方は單獨入閣を拒絶し、若し大隈と袂を聯ぬることを得は、或は伊藤内閣の人たるを辭せざるの意を漏らす。閣議

再び大隈誘迎の可否を議し、遂に統一を欠き、即日八月二日伊藤板垣相與に辭表を呈し、次て各大臣皆な之に倣ふ。八月三十一日伊藤博文の内閣總理大臣を免し、樞密院議長黒田清隆をして臨時内閣總理大臣を兼ねしむ。

○松隈聯合内閣組織、閣員異動 是より元老會議を催し、内閣の後任に議す。松方は遂に意を決して大隈と相駢ひて内閣組織の重任に膺ることを諾し、樺山資紀・高島鞞之助等と共に謀議を凝らし、九月十八日先づ總理大臣の任命あり、次て漸次に各省大臣の任命あり。新内閣の配置左の如し。

内閣總理大臣兼大藏大臣伯爵松方正義○海軍大臣侯爵西郷從道○外務大臣伯爵大隈重信○農商務大臣子爵榎本武揚○陸軍大臣兼拓殖務大臣子爵高島鞞之助○内務大臣伯爵樺山資紀○遞信大臣子爵

野村靖○司法大臣清浦奎吾○文部大臣侯爵須賀茂詔

前閣員にして新内閣に留る者は海軍大臣西郷・農商務大臣榎本の二人にして、高島の拓殖務大臣を兼ねること亦故の如し。後ち榎本の農商務大臣を罷めて外務大臣大隈之に兼任し、次て拓殖務省を廢し、高島は専ら陸軍大臣に任ず。事は第十議會の後に在り。

○新内閣の政綱、政務調査 新内閣は組織勿々地方官を召集し、將來執らんと欲する政綱を發表したり。大要左の如し。

内は國民の輿論に考へ、外は列國の形勢に察し、以て戦後の經營を畫し、帝國議會の協賛を完ふし、上下一致の効を圖り、至尊に對して大政の責に任せんこと○列國との交誼を敦ふると共に、國家の權利を進暢し、貿易の擴張を企圖し、又條約上當然の効果を遺漏なく收得せんことを期す○軍備を擴張すると共に教育及び實業を奨励するの方針を執る○言論出版集會等の權利自由を尊重保障す○行政事務を改良し、官紀を振奮せんことを期す○財政を整理し、國家經濟の擴張發達を期す。

政府は新たに臨時政務調査委員を擧げて行政改良の事に従ひ、又屢々官民茶話會を開きて相互の意思を疏通せんことを圖りたり。

○二十六世紀事件 爾かく松方内閣は憲法上の人權を尊重することを宣言し、之を政綱の一要義と爲したりと雖も、未だ幾くならずして端なく二十六世紀事件なるものを生じ、政府は關係新聞雜誌に禁停止を命じて前言を抹殺したり。此一事頗る世の物論を惹き、内閣統一を欠き、其信望漸くにして去るを致せり。

(註)「二十六世紀」は現任内閣書記官長高橋健三の主管する政治雜誌にして、宮廷の腐敗を摘發して君側の姦臣を唾罵し、筆鋒痛烈にして他の骨を刺す。各新聞紙争ふて之を轉載し、人毎に之を傳唱す。被攻撃者は該論説を以て不敬と爲し、現政府を憚びざる者相共に之に和し、盛に政府取締の怠慢を詰りて該新聞雜誌の禁停止刊を促がす。政府部内亦之が取締に關して二説を生じ、大隈系に屬する者は當初の宣言に省みて斷じて禁停止の不可を唱ふ。然れども不敬論益々盛なるに及んで、内務大臣樺山資紀は遂に十餘日前發行の關係新聞雜誌に禁停止を命じたり。

◎政黨及議員

○進歩黨組織 曩に還遼問題の責を糺すに熱中したる各黨派は、政府の強烈なる抑壓を蒙り、已むを得ず同志會なるものを組織して各派聯合の實を保つ。茲に第九議會々期中、各派其黨を解き、新たに一大政黨を組織し、名づけて進歩黨と云ふ。團體を解きて新黨に加はりたるは改進黨・革進黨・中國進歩黨・財政革新會・越佐會・大手俱樂部等にして、一部の獨立議員亦之に加はる。新政黨は三月一日を以て其結黨式を挙げ、政府の失計、特に外政の不振を論議し、帝國の實勢と寰宇の大機とに顧みて茲に一大政黨を組織する旨を宣言し、左の政綱を定めたり。

我黨は進歩主義を執り皇室の尊榮を宣揚し人民の權利幸福を増進せん爲め左の政綱を定

む
政弊を改革し責任内閣の完成を期す○外政を刷新し國權の擴張を期す○財政を整理し民業の發達を期す

○新内閣と進歩黨の提携 松隈内閣の成立するや、進歩黨は之に對する方針を議し、其大會は政府と提携することを議決し、一人の不可を言ふ者なし。提携の理由に曰く『政府の發表せる政綱は皆な方今の急務にして、我黨の方針と大差なし。故に我黨は其實行を完美ならしめんことを期す』云々。

○自由黨の動靜 伊藤内閣尙ほ存するの日、自由黨員中政府との提携を非議する者あり。蓋し其徒らに政府の驅使に供するに過ぎずして、自黨の宿志一も酬ゆる所なきを憤るなり。此不平は黨内に瀾蔓し、漸次に動搖を來したりと雖も、除名又は脱黨に依りて僅に沈靜

に歸す。既にして同黨幹部は提携の報酬を政府に求め、先づ其總理板垣退助を内務大臣に推薦し、幸に其目的を達し、黨員皆な嬉々として黨運の隆昌を喜びたりと雖も、僅に數月を経て伊藤内閣の瓦解と爲り、自由黨の希望一夢に歸す。自由黨は是より截然として其態度を改め、新内閣正面の敵手として政界に立つ。

○國民協會の嚮背 國民協會は第九議會に政府を援助したりと雖も、閉會後漸次に政府と遠ざかり、其處置を非議し、特に板垣を内閣に迎へたる一事を以て政黨の強談に屈伏したる處置なりと爲し、極力之を攻撃して反對の態度を明かにす。然るに此内閣は幾くならずして瓦解に歸し、茲に新内閣の成立を見る。閣員中松方・樺山・高島等は協會と宿縁を有すと雖も、協會は此内閣に對して賛否の態度を明かにせず。

○議員黨派別 第十回議會に臨むべき衆議院議員の黨派別概要左の如し。

自由黨百三人○進歩黨九十三人○國民協會二十四人○無所屬中立其他八十人

○貴族院議員異動 第九回議會閉會後第十回議會閉會に至るまで、貴族院議員の異動左の如し。

△襲爵上任 公爵毛利元昭○侯爵廣幡忠朝

△勅選 鍋島幹○兒玉少介○兒玉利國○田中綱常○鮫島武之助○三崎龜之助

△補闕當選 男爵末松謙澄○子爵松平忠恕○子爵高野宗順○小暮英三郎

△死亡 男爵榎村正直○子爵大迫貞清○渡邊驥○子爵酒井忠彰○櫻井伊兵衛○男爵川田小一郎○公爵毛利元德○林宗右衛門○伯爵小笠原忠忱○侯爵廣幡忠禮

第二章 會期

○召集 第十回帝國議會は明治二十九年十二月二十二日東京に召集せらる。

○貴族院議長 貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶文部大臣に任命せらるゝと共に議長の職を辭し、十月三日公爵近衛篤磨を以て其後任と爲す。

○衆議院議長 衆議院議長楠本正隆華族に列せられ、議員の資格を失ひ、茲に議長の闕員を生ず。衆議院は召集當日其補闕選舉を行ひ、左の三名の候補者を擧げ、筆頭候補者鳩山和夫議長に勅任せられたり。

議長候補者 鳩山和夫○河野廣中○鈴木重遠

○成立、開院式 兩院成立し、二十五日車駕親臨して開院式を行ひ、勅語を賜ふ。

○全院委員長、常任委員 次て全院委員長及び常任委員を選舉す。公爵徳川家達貴族院全院委員長に當選し、谷河尙忠衆議院全院委員長に當選す。

○大葬、休會 明治三十年一月十一日 英照皇太后崩す。兩院は恭く天機を奉伺し、哀悼の敬意を表して同日より七日間休會し、尋て大葬に參列せんが爲に二月二日より十二日間休會す。

○閉院式 三月二十四日會期盡き、翌二十五日閉院式を行ふ。

第三章 豫算案

●政府の立案

○財政計畫(大藏大臣) 政府は開院劈頭明治三十年度總豫算案を提出し、内閣總理大臣兼大藏大臣松方正義衆議院に臨み、(三十年一月十九日)施政の方針に併せて財政の方針を演説す。施政の方針は前日地方官會議に發表したる政綱と粗く同一なるを以て之を省き、財政に關する演説の要點を左に摘録す。

現内閣は組織已來日尙ほ淺きを以て、明治三十年度豫算は大體前内閣の決定したる財政計畫を襲ひ、緩急を圖りて少しく取舍増減を施したり○經常歳入は著しく増加の傾向あり○歳出亦前年度に比して著しく増加せり。政府は陸海軍第二期擴張計畫を決定し、外交・教育・北海道及び臺灣事業の擴張を期するを以て、自ら歳出の増加を來す○臺灣は特別會計の下に置き、自營の力を得るに至るまで、年々若干の經費を國庫より補給し、本年度に於ては償金を以て之に充てんとす○國債は明治六年外債・同十年征討借入金、共に本年度に於て悉皆還了す○昨年度の貿易を前年度に比較するに、輸入増加して輸出減少す。今後生産に必要有益なる物品の輸入を圖り、我物産の販路を海外に擴張して競争場裡に勝を制せんことを期せざるべからず。

○三十年度總豫算 明治三十年度總豫算案に計上する歳入出額、並に前年度豫算との比較左の如し。

	三十年度	廿九年度	比較
歳入			
經常部	一一一、四一〇、二四五	一〇〇、七五〇、三二〇	(増)二〇、六五九、九二五
臨時部	一一八、三四〇、三三七	八九、七一一、二八〇	(増)二八、六二九、〇五六
合計	二三九、七五〇、五八二	一九〇、四六一、六〇一	(増)四九、二八八、九八一
歳出			
經常部	一一二、三三〇、二八〇	九八、六〇九、九六四	(増)一三、七二〇、三一六
臨時部	一二七、三四四、一七八	八四、一九四、二四三	(増)四三、一四九、九三四
合計	二三九、六七四、四五九	一八二、八〇四、二〇八	(増)五六、八七〇、二五一

(註)三十年度總豫算歳入有餘金七萬六千二百二十三圓也○右兩年度比較表中には臺灣總督府經費を包含せず。又政府は三十年度總豫算提出の後、其金額に訂正を施したり。後に詳なり。

○第二期軍備擴張費 歳出の増加する理由は、既定の繼續事業を遂行し、及び新たに各種の事業を經營するに由る。新事業中其著大

なるものは第二期軍備擴張の計畫是なり。政府は前年既に第一期軍備擴張に着手し、專業尙ほ其初步に屬するの際、今又更に其第二期の擴張を企て、砲臺・兵營・軍艦・船渠・兵器・彈藥等を製造營繕し、以て國防を完成せんことを期す。此等皆な數年に亘るの繼續事業にして、就中金額の大なるものは、海軍擴張費・九個年繼續・總額一億千八百三十二萬四千七百八十一圓・三十年代年割額二千四百九十九萬六千九百四十七圓、及び陸軍の營繕初度調辦費・七個年繼續・總額千九百三十六萬三千七百四十六圓・三十年代年割額八百三十四萬四千五百七十五圓にして、砲臺建築・兵器彈藥製造費等之に伴ふ。附記す總豫算計上する所の陸軍省所管歳出は、經常臨時兩部合計五千九百二十一萬八千七百七十五圓にして、海軍省所管歳出は同上七千八百萬七千七百七十二圓なり。外に追加豫算を以て陸軍省所管の經費約二百

萬圓を要求せり。

○歳入種別、公債募集、償金繰入 前年成立せし増稅計畫の實施に依り、明治三十年度に千餘萬圓の歳入を増加し、從來固有の普通歳入も亦千餘萬圓の増加を示す。然れとも未だ以て巨額の歳出を支ふるに足らず。此に於てか特種の歳入を求めて之に應せんとす。特種歳入は威海衛守備費償却金七十五萬圓・公債募集金五千九百二十八萬六千圓(以上三項既定計)前年度繰入金千五十七萬三千七百八十三圓・償金繰入四千三百二十一萬七百七十七圓にして、即ち歳入總額の約半數は此特種の財源に待つものなり。別に總豫算訂正の爲に公債募集額を増し、又追加豫算の財源と爲さんか爲に償金繰入額を増すこと次下記する所の如し。

○二十九年度追加豫算 明治二十九年總豫算追加八號。其歳入

通計百三十五万七千二百六十圓・歳出通計千三万二千三百六十二圓なり。歳出中最も注目すべきものは、英照皇太后大喪費七十万圓にして、又其金額の夥多なるものは府縣水害震災救済費八百三十万餘圓(第五號計上)なり。而して歳入は預金利子及び備荒貯蓄金を計上したるに止まり、殘餘の不足額は皆な前年度剩餘金を以て之を支辨す。

○三十年度追加豫算 明治三十年度總豫算追加五號。其歳入通計九百五十六万二千七百十八圓・歳出通計九百六十七万八千八百九十圓なり。歳出の多額なるものは臺灣總督府特別會計補充金を最とし、(次項に記す)砲兵工廠及び千住製絨所運轉資金増加・横濱水道補助費等之に次く。而して此等經費は概ね償金を繰入れて之を支辨す。

○臺灣總督府特別會計設定、其豫算 政府は臺灣總督府の歳計を特別會計の下に置かんとし、該特別會計法案と共に特別會計豫算を

提出したり。其明治三十年度歳出入は共に千四百五十四万千八百三十五圓にして、今後臺灣の自營の域に達するに至るまで、年々國庫より必要經費を補給するの計畫を定め、當年度補給額を六百四十二万三百三十圓とし、之を前項追加豫算(第二號)に計上したり。

●衆議院の豫算會議

○各派の意向 明治三十年度總豫算案は大體に於て前内閣の立案を襲踏するものなるを以て、政府の敵手たる自由黨も強て之に反對せず。政府黨たる進歩黨は本年度豫算案の杜撰なる罪を前内閣に嫁し、姑く之に協賛する旨を宣言す。此を以て衆議院の豫算委員會は前議會に於て決定したる方針を以て審査の事に従ひたり。

○政府の總豫算案訂正 審査進行中、委員會は三個の繼續費目に

對して年割額變更を政府に勸告し、政府之を容れて豫算を訂正す。

其訂正は海軍省所管造船費百二十万圓を次年度に繰延べ、遞信省所管電話擴張費及び鐵道改良費の年度を繰上げて兩項の支出額二百四万八千九百二十四圓を増す。其結果、訂正豫算は原始提案に比して歳出八十四万八千九百二十四圓を増加す。而して繰上兩費目は之を公債募集に仰ぎ、從て同額二十四圓除却の歳入を増加す。

○總豫算査定案　委員會の審査は極めて容易に進行し、二月一日、委員長元田肇之を議場に報告す。委員會が歳出に削減を加へたる款項は凡て六件にして、其金額約二十万圓なり。

○政府の公約、總豫算議了、修正額　政府は委員會の削除したる款項中、僅に其一件(炭鑛鐵道會社補助費)に同意し、他は凡て原案の舊に復せんことを望み、首相松方躬から出て、之を議院に要求し、且つ曰く「本

大臣等就任以來日尙淺くして満足なる豫算を編すること能はず。今後努めて財政を整理し、其成績を次年度豫算の上に現はすべし」と。衆議院は此公約に信用を置き、乃ち順次査定案を廢棄し、僅に林區署費中より九万六千十圓・炭鑛鐵道補助費中より一万七千四百五十八圓・合計十一万二千四百六十九圓を削減して總豫算を通過したり。

○追加豫算其他議了　衆議院は二十九年追加豫算に對して一も原案を動かす所なし。三十年追加豫算中、臺灣總督府補給金に對しては、同特別會計豫算の款項を以て緩急宜を失するものと爲し、乃ち決議以て關聯各案の撤回改訂を政府に勸告す。政府此勸告を容れて該特別會計豫算の歳入出各六十三万七千五百三十二圓を減し、再ひ之を議會に提出したり。衆議院は此訂正に基きて關係追加豫算を修正可決せり。他の追加豫算及び特種豫算、皆な原案を動かす所

なし。

●貴族院の豫算會議附兩院協議會

○軍備擴張費削減の議　貴族院議員中歲計の膨脹を憂ひ、急激なる軍備擴張を非議する者甚だ多し。其豫算委員會に於て、曾我祐準の發議を以て三十年度歳出中より三千萬圓を削減し、同額の公債募集を見合はするの議を決し、七名の委員を擧げて政府に交渉する所あらしむ。政府は次年度豫算に良果を示すへきを辭として本年度豫算に協賛を求め、三千萬圓削減の要求を拒絶したり。

○軍備縮少上奏案、否決　此に於て軍備緊肅論者は上奏以て其目的を達せんことを期し、谷干城の名を以て上奏案を提出す。其案に於て政府の計畫せる軍備擴張の過大にして、我民力と相應せず、他の

事業と均衡を失ふを論し、閣臣をして此急激なる軍備擴張を變改せしめ、民業の發達と財政の整理とを戒飭せられんことを請ふの意を陳す。此上奏案は六十九に對する八十二を以て否決せられたり。

○貴族院の豫算議了　豫算委員會は之より豫算を審査し、海軍擴張費中千六百七萬二千七百四十一圓を削減し、有給官吏の雜給諸給三千七百六十三圓を削減し、衆議院の削減したる林區署費を復舊して之を議院に報告せり。議院は五十に對する百十七を以て海軍擴張費減額の修正を否決し、他の二項の修正は委員會の報告を容れ、茲に三十年度總豫算案を議了したり。總豫算以外の各種豫算、及び臺灣總督府特別會計法案に對しては、毫も衆議院の送付案を改むる所なし。

衆議院に臨み、外交の方針に關して一場の演説を試みたり。其大意左の如し。

開國進取は外交の方針にして、維新已來一定不動の國是なり。此國是は將來當局變更するも決して變易すべきにあらず。○開國進取の國是を以て萬國と對立せんと欲せば、從來の制度文物教育凡て之を變更せざるべからず。帝國は此方針を以て國歩を進め、以て今日に至れり。○近世の外交は極めて複雑にして、一小事件も直ちに世界的問題と爲り、古來の如く對手國間に於て之を處理すること能はず。○今後の外交は其規模廣大ならざるべからず。其方針は一定不動連續せざるべからず。而して之を遺るに方りては常に國際法の主義に密着せんことを努め、一に正理を以て其基礎となさるべからず。○帝國は正理を以て外國と交り、爲に世界公論の同情を博し、既に舊條約を改正して萬國と對立するの域に達することを得たり。今後改正條約の實益を收め、益々其發達を圖らんと欲せば、唯國際法に遵ひ正理を基礎として外交を操るべきのみ。云々

○日露協商發表 此より先き前伊藤内閣は漸次に對韓方針を變し、遂に韓國保全に關して露國と協約を締したり。(第九議會)當期議

會に及んで、議員中、日露協商の内容、及び之に關聯して對韓政策如何を質問する者あり。松方内閣は日露協商を公表するの意見を取り、露國政府に照會して其同意を受け、外務大臣大隈之を二月二十六日の衆議院に公表したり。其協商は二通にして、一は明治二十九年五月十四日小村・ウエーバー間に締結したる京城覺書、他は同年六月九日山縣・ロバノン間に締結したる莫斯科議定書是なり。大隈は之を公表するに方りて維新已來日韓兩國の關係・日清戰役前後の事情・及び韓國の獨立を保全せんか爲に日露兩國の間に協商するの已むべからざりし所以を論じ、關係各質問に對して答辯を與へたり。

○失言問題 右問答中、大隈は一議員の發言を制止したることあり。自由黨所屬議員は以て越權なりと爲し、其失言たることを決議するの緊急動議を提出し、政府の同意を得て議事日程を變更し、熱

心に之を討議し、特に記名投票を行ひ、八十三に對する百二十三を以て之を否決したり。

○日英・日獨條約質問 別に貴族院に於て子爵谷干城等は日英及

び日獨各通商條約の解釋に關し疑議二十餘點を列記して質問する所あり。政府は其自ら信ずる所に依り解釋を下し、其答辯に充てたり。

第五章 雜 纂

○兩院通過法律案件銘 當期議會の接受したる法律案は百十餘件にして、其兩院を通過したるもの左の五十一件なり。

新聞紙條例中改正法律案○法典施行延期に關する法律案○臺灣總督府特別會計法案○鹿兒島縣管下大隅國大島郡及薩摩國川邊郡各島地租徵收期限法律案○東京大阪砲兵工廠據置運轉資本増加に關

する法律案○千住製絨所据置運轉資本増加に關する法律案○森林法案○鐵道公債及事業公債利子支拂改正法律案○明治二十九年法律第九十二號中改正法律案○鐵道敷設法中改正法律案○蠶種檢査法案○豫定鐵道線路中私設鐵道會社に敷設許可の件に關する法律案(三件)○作業會計法中改正法律案○狩獵免許稅徵收に關する法律案○保稅倉庫法案○關稅定率法案○明治二十七年法律第二十三號改正法律案○貨幣法案○貨幣整理資金特別會計法案○明治十七年第十八號布告兌換銀行券條例中改正法律案○明治十八年第十四號布告中改正法律案○明治十二年第三十五號布告廢止法律案○國稅徵收法案○震災地方租稅特別處分法案○古社寺保存法案○砂防法案○明治二十九年海軍省所管歲出臨時部臨時軍事費中支出未濟豫算額の繰越使用に關する法律案○土地區劃改良に係る法律案○國庫より補助する公共團體の事業に關する法律案○種牡馬檢査法案○遠洋漁業獎勵法案○生糸直輸出獎勵法案○北海道鐵道豫定

線路中私設鐵道會社に敷設許可の件に關する法律案○臺灣銀行法案○北海道國有未開地處分法案○煙草製造營業者煙草稅現金收納に關する法律案○阿片法案○株式會社十五銀行株式を華族世襲財產と爲すの件法律案○明治二十七年法律第十五號中追加法律案○重要輸出品同業組合法案○海上衝突豫防法中改正法律案○傳染病豫防法案○屯田兵土地給與規則中改正法律案○明治二十八年法律第二十六號改正法律案(以上政府提出)●登錄稅法中刪除法律案○家祿賞典祿處分法案○水害地方租稅特別處分法案○私設鐵道條例中改正法律案(二件)(以上衆議院提出)

●新聞紙發行停止制度全廢 政府は自ら進て新聞紙條例改正法案を當期議會に提出したり。其案は民間多年の希望たる發行停止制度全廢の意見を取らず。唯々停止期間を限定して一週間以内とし、日刊にあらざる新聞紙は三回の發行に相當する期間と定めんとするに

在りて、伊藤内閣の前期議會に提出したるものと全然其規定を同じうす。衆議院の各派は此提案を不可とし、箕浦勝人の名を以て停止全廢の修正案を提出す。別に國民協會は元田肇の名を以て停止存置の修正案を提出したり。衆議院は以上三案を同一委員に付託して審査せしめ、委員會は停止全廢の案を可決して議院に報告し、議院は直ちに其報告を可認したり。但し停止制度以外の各條項に對する政府の改正案は、議院凡て之を可決し、又從來の問題たりし保證金及ひ体刑廢止の件は、今回何等の議を生ずるに至らず。次て貴族院の本案委員會は始めて停止全廢案を可決して議院に報告したり。議員中此報告に反對する者頗る多く、此派の議員は一修正案を提出し、大體政府案を復活し、停止處分に關して行政裁判の道を開かんとす。此修正案は六十六に對する九十六を以て否決せられ、次て多數を以

て委員會の報告を可決したり。政府は直ちに裁可を奏請し、法律として之を公布す。言論の束縛此に至りて始めて解除せらる。

○金貨本位制度確立 政府は金貨本位制の利を認め、本邦の貨幣制度を此本位に改めんことを期し、貨幣法案を當期議會に提出したり。此制度の利害は朝野の多年研究したる問題にして、可否の議論一ならず。兩院に於ても双互熱心に討議を累ねたり。結局兩院は何等の修正を加へずして政府原案に協賛す。

○關稅定率法設定 政府は關稅定率法案を當期議會に提出し、輸入稅賦課の原則を定め、附屬稅表に於て詳かに輸入品の種目及び稅率を列記し、兩院は之に協賛したり。本法は其施行期日の規定を勅令に譲り、勅令 三十年第 二百八號 は本法を明治三十二年一月一日より施行することを定む。

○法典施行延期 民法商法の施行期たる明治三十年一月一日は近く目前に迫ると雖も、其修正未だ完成せざるを以て、政府は其施行を三十一年六月三十日まで延期するの法律案を提出し、兩院は輒く之に協賛したり。

○二十七年決算 政府は明治二十七年度總決算及び同特別會計決算を當期議會に提出せり。總決算の歳入出額、並に其豫算との對照増減左の如し。

	決 算 額	豫 算 額	比 較
歳入			
經常部	八九、七四八、四五四	八一、五七三、九六四	(增)八、一七四、四八九
臨時部	八、四二一、五七三	九、五六九、一七四	(減)一、一四七、六〇〇
合 計	九八、一七〇、〇二八	九一、一四三、一三八	(增)七、〇二六、八八九
歳出			
經常部	六〇、四二一、三四五	七〇、〇四四、七二一	(減)九、六二三、三七六
臨時部	一七、七〇七、二九六	一五、七九一、八〇〇	(增)一、九一五、四九六
合 計	七八、一二八、六四二	八五、八三六、五二二	(減)七、七〇七、八八〇

衆議院は總決算中、歳入に於て六件、歳出に於て二十七件の違法收支を決議し、貴族院は總決算歳出中一件の違法支出を決議したり。

共に極めて輕微の件に屬し、議會論議の料に上らず。

○豫備金及剩餘金等の支出、責任支出 明治二十八年年度豫備金・

剩餘金・特別會計豫備金・特別會計歳入及び資金を以て豫算超過及び豫算外支出の件に關し、政府が議會の事後承諾を求めたるもの四件あり。從來常に衆議院の問題たりし剩餘金の支出に關し、政府は憲法第六十四條第二項に依りて承諾を求めずして、新たに責任支出の名目を付して議會に提出せり。是れ大に從來の例と異なる所なり。衆議院は以上各要求に凡て承諾を與へ、剩餘金の支出に關しても何の異論を唱へず。貴族院亦同じ。

○緊急勅令廢止の勅令 前伊藤内閣は明治二十九年五月十一日緊

急勅令第二百四號を以て日本臣民の渡韓を制限し、未だ次期議會の承諾を得ざるに當りて松方内閣成り、其内閣は同年十二月二十一日第十議會召集前日 緊急勅令第二百九十八號を發して前勅令を廢止し、而して兩勅令の事後承諾を求むるの手續を取るなし。自由黨議員小室重弘は本件に關して一質問を發し、緊急勅令を廢止して議會の事後承諾を求めざるの違憲なるを詰り、特に議會召集前日を以て俄かに此處置に出でたるは惡例を將來に貽すべき非立憲の行爲なりと爲す。政府は之に答へて「緊急勅令を議會に提出して事後承諾を求むるは將來に施行する必要ある場合に限る、既に其必要なを認めて之を廢止したる以上は其手續を爲すを要せず」と云ひ、又「不必要なる勅令を廢止するは常に違法にあらざるのみならず、亦政府の當務にして、其時日の議會召集切迫の際なると否とは何等の關係なし」と云ひ、

且つ政府の處置は違憲にあらず、又惡例を將來に貽すものにあらずと述へたり。

○製艦費補足辭避の上奏 先年第四議會の際、軍艦製造費の補足に充てんが爲に、明治二十六年以降六年間、毎歳内帑三十萬圓を割き、及び文武官僚をして同年月間俸給十分一を納れしむるの勅あり。爾來數年、國防の事略々其緒に就く。當期の衆議院は國防の經費を恩賜と官僚の俸給に仰ぐに忍びずと爲し、之を臣民一般の負擔に歸せんことを念ひ、上奏以て聖斷を請ひ奉れり。陛下此奏議を嘉尙あらせられ、次で内閣總理大臣に勅して、明治三十年度に於て先づ官僚の薄俸を受くる者の納金を免除し、次年度より全然衆議院の奏議を採納することを命じ玉ふ。

第十一回帝國議會

第一章 召集前記

●政府、内閣變造

○民心離畔 第十議會閉會の後、世上頗る松方内閣の施設を非議し、人權を害ふと言ひ、官紀を紊ると言ひ、行政の刷新を懈ると言ひ、財政の整理を忽にすると言ひ、當初表示の政綱一も其實蹟を擧げずして、却て放慢兇險に流ると言ふ。此等世評に依り益々人心の離畔を來し、政府部内亦漸く内訌を醸すに至れり。

(註)松方内閣は當初の宣言を實行せざるの故を以て漸次民心を失ひ、外に臺灣の弊政・會計検査院の紊亂・獨逸國の膠州灣占領默許等の件に依り、益々民論の攻撃を速きたり。此等問題の顛末は姑く之を次下關係事項の下に譲り、茲に之を省く。

○薩隈兩派の衝突、隈派の辭職、内閣變造 抑も現内閣中に薩隈二派あり。薩派は樺山高島二人を首領と爲し、首相松方隱に力を之に添へ、大隈以外の各大臣概ね之に屬す。大隈は孤立の地位を占め、唯々法制局長官神鞭知常・内閣書記官長高橋健三及び先きに内閣組織の際其門下より登庸せる各省高官を以て羽翼と爲し、以て薩派に抗す。由來兩派は多年相反目して政界に立ち、偶然の動機よりして一たび聯立内閣を組織したりと雖も、第十議會の會期を経過するの後、再び感情の衝突を來し、兩々確く執りて相譲らず。隈派は必ず立憲の軌道を履まんことを期し、薩派は以て迂遠と爲し、頻々前日の政綱に背叛するの行動を敢てして憚らず。世呼て蠻勇内閣と云ひ、蠻勇を振ふ者は即ち薩派の二三子なりと爲す。神鞭高橋二人深く之を憂ひ、當初の宣言を實行するの要務たるを論ずと雖も、薩派

毫も之を省みず。二人遂に意を決して冠を挂く。大隈は尙ほ朝に留まり、弊制刷新の議を提して極力之を延に諍ふ。然かも以て薩派の匪違を遏むるに足らず、却て益々甚しさを加ふ。大隈亦事の爲すべからざるを知りて遂に辭表を呈す。十一月六日大隈重信の外務大臣兼農商務大臣を免じ、樞密顧問官男爵西德次郎を外務大臣に任じ、京都府知事男爵山田信道を農商務大臣に任じ、同時に文部大臣蜂須賀茂韶の本官を免じ、東京帝國大學總長濱尾新を以て其後任と爲す。而して隈門の任官者は袂を聯ねて辭表を呈す。此輩は在官の身を以て進歩黨の會議に列し、政府絶縁の議に關かりたるの故を以て、懲戒免官に付せらる。此に至りて松隈聯立内閣全く破裂す。

○聯立内閣破裂前の暗闘 大隈尙ほ官に在るの際、伊藤・大隈の聯合を企つる者あり。又伊藤・大隈・松方の聯合を策する者あり。薩派は

異分子たる大隈と優柔不斷なる松方とを追ひ、純粹薩州内閣を作らんと謀り、大隈は薩派以外の閣臣(世に之を伴食宰相と呼ぶ)を免じて内閣の統一を保たんと努む。此等の策も行はれずして、唯々大隈の辭職と爲る。

●政黨

○進歩黨と政府の絶縁 第十議會閉會後、進歩黨員は次官・局長・知事・又は新設勅任參事官に任ぜられ、朝野相應じて庶政革新の事に當らんとす。既にして臺閣の上、隈薩兩派の軋轢を長じ、其施設往々にして放漫に流るゝや、進歩黨は深く此に不満を抱き、促がすに宣言實行を以てし、其督促は數次に亘り、懇切を加へたりと雖も、毫も其効あるなく、却て漸次に兩者の反目を長ず。進歩黨は遂に政府は宣言を實行するの誠意なきものと認め、自今提携を絶つの議を

決し、次て大隈以下の辭職と爲る。既にして第十一議會召集前の大會に於て『現内閣の更迭を期す』との決議を爲し、此決議を齎らして新議會に臨めり。

○政府の自由黨誘拐、自由黨の政府反對 進歩黨が政府と提携を絶つや、自由黨は直ちに其地位に代らんことを企て、政府亦手を此に下し、盛に黄白を散して自由黨所屬議員を誘ふに努めたり。此手段は着々其効を奏し、政府と相提携せんことを望む者益々増加し、其提携條件粗々整ひたりと雖も、其間亦政府反對説を唱ふる者尠からず。第十一議會の召集期近づくと共に、政府反對の聲益々高く、其大會は遂に政府提携説を否認し、第十一議會の劈頭に現内閣不信任案を提出するの議を決したり。

○國民協會の政府反對 國民協會の行動と意見とは其大會の決議

詳かに之を語る。故に其全文を掲げて叙説に代ふ。曰く「今や内外の形勢日に急を告げ、國家經營の業實に多端、閣臣たる者宜しく其責任を重んじて至誠之に従はざるべからず。然るに事全く之に反し、秕政濫行言ふに忍びざるものあり。是を以て本會は曩に丹心を披瀝して其反省を望みたりと雖も、閣臣毫も省みる所なし。故に本會は憲政の大義に依り閣臣の責任を正し、以て政界前路の大疏通を圖らんことを期す」と。

○聯合民黨の勢力 進歩黨・自由黨・國民協會、共に政府反對を決議し、相聯合して内閣不信任案を第十一議會に提出せんことを約し、全國新聞同盟會亦現内閣の更迭を期待するの議を決して聯合民黨に聲援を添へ、議員の變節を筆誅して社會の制裁を明かにする旨を宣言したり。聯合民黨の總數は優に議員總數の三分の二に上り、整然

たる歩調を以て第十一議會に臨まんとす。

○政府黨、公同會組織 進歩黨中の薩派は其黨を脱して政府を庇護するに努む。其數や極めて少し。自由黨中政府の誘惑を受けたる者なきにあらずと雖も、皆な其黨に留り、其節制に服す。別に公同會と名くる政府黨新たに成る。其數亦甚だ多からず。凡そ第十一議會に政府を庇護すべき議員は各派を通じて五六十人を出でず。

○議員黨派別 第十一議會に臨むべき衆議院議員の黨派別概要左の如し。

進歩黨八十六人○自由黨八十一人○國民協會二十三人○公同會四十二人○無所屬不詳其他六十八人

●議 員

●貴族院被選議員改選、總員、議員名錄

貴族院被選議員の任期盡き、明治三十年七月十日伯子男爵議員の選舉を行ひ、同六月十日、多額納稅議員の選舉を行ふ。當選者左の如し。

(註)各被選議員の定員は男爵議員十五人を増加したるの外、他に増減なし。但し皇族議員・公侯爵議員及び勅任議員漸次に増加したるを以て、總員三百人を超ゆるに至れり。

△伯爵議員(十五)

正親町實正○島津忠亮○德川達孝○壬生基修
○大原重朝○萬里小路通房○立花寬治○吉井幸藏○上杉茂憲○松浦詮○廣澤金次郎○坊城俊章○勸修寺顯允○清棲家教○大村純雄

△子爵議員(七十) 谷干城○曾我祐準○立花種恭○長岡護美○内藤政共○黒田清綱○鍋島直彬○唐橋在世○久世通章○仙石政固○舟橋遂賢○梅小路定行○伊東祐磨○由利公正○竹内惟忠○岡部長職○長谷信篤○堀田正養○山口弘達○京極高典○林友幸○山内豊誠○相良頼紹○小笠原壽長○板倉勝達○松平直哉○青山幸宜○久

△男爵議員(三十一)

本田親雄○赤松則良○千家尊福○青山貞○神山郡廉○有地品之允○金子有卿○伊達宗敦○園田安賢○菊池武臣○中川興長○中島錫胤○末松謙澄○杉溪言長○渡邊清○島津珍彦○本多副元○楫取素彦○若王寺遠文○新田忠純○吉川重吉○安藤直行○南岩倉具威○西五辻文仲○辻健介○平野長祥○生駒親忠○毛利五郎○南光利○玉松眞幸○紀俊秀○酒井忠弘○高崎安彦○白

松定弘○入江爲守○内田正學○大久保忠順○山井兼文○戸田忠行○本莊壽巨○鍋島直虎○三島彌太郎○井伊直安○平松時厚○松平康民○新莊直陳○伏原宣足○堤功長○一柳末德○高野宗順○山本實庸○細川興貫○千種有梁○松平定教○鍋島直柔○稻垣太祥○井上勝○大宮以季○大河内正質○久留島通簡○丹羽長保○鳥居忠文○黒田和忠○野宮定毅○京極高德○錦織教久○高木正善○藤井行徳○松平直平○牧野忠篤○永井尚敏○松平忠恕○青木信光○京極高厚○秋田映季○松平乘承

根專一○眞田幸世
 △多額納稅議員(四人十) (東京)菊池長四郎○(京都)田中源太郎○
 (大阪)住友吉左衛門○(神奈川)原善三郎○(兵庫)斯波與七郎○
 (長崎)諫早家崇○(新潟)五十嵐甚藏○(埼玉)野口駿○(群馬)本間
 千代吉○(千葉)高橋喜惣治○(茨城)松村修平○(栃木)田村耕平○
 (奈良)岡田太平治○(三重)天春文衛○(愛知)瀧兵右衛門○(静岡)
 松永安彦○(山梨)廣瀨和育○(滋賀)井狩彌左衛門○(岐阜)早川周
 造○(長野)色部義太夫○(宮城)熱海孫十郎○(福島)角田林兵衛○
 (岩手)伊藤儀兵衛○(青森)阿部賢吉○(山形)日向三右衛門○(秋
 田)最上廣胖○(福井)山田卓介○(石川)岡部勇作○(富山)菅野傳
 右衛門○(鳥取)坂口平兵衛○(島根)佐藤喜八郎○(岡山)野崎武吉
 郎○(廣島)橋本吉兵衛○(山口)野村恒造○(和歌山)中西光三郎○
 (德島)三木與吉郎○(香川)鎌田勝太郎○(愛媛)久米唯次○(高知)
 山本忠秀○(福岡)谷彦一○(大分)山中幸義○(佐賀)八坂甚八○

(熊本)下田幸三郎○(宮崎)赤澤伊太郎○(鹿兒島)海江田平治
 ○貴族院議員異動 第十回議會閉會後第十一回議會貴族院停會に
 至るまで、同院議員の異動左の如し。(被選議員改選前
 後の異動を含む)
 △丁年上任 嘉仁親王
 △勅任 三好退藏○松平正直○籠手田安定○渡邊洪基○成川尙義
 ○小牧昌業○石井省一郎○關義臣○高島信茂○水野遵○高橋新吉
 ○伊澤修二○下條正雄○三田昇馬○小野崎通亮
 △補闕當選 伯爵吉井幸藏○天春文衛○伯爵德川達孝○子爵前田
 利鸞
 △辭職 子爵秋田映季
 △死亡 伯爵中川久成○男爵箕作麟祥

第二章 召集及解散

○召集、成立、開院式 第十一回帝國議會は明治三十年十二月二十一日東京に召集せられ、兩院即日成立す。二十四日車駕親臨して開院式を行ひ、勅語を賜ふ。

○内閣不信任決議案 衆議院の各派は前約に従ひ開院と共に左の決議案を提出す。提出者三十八名、賛成者百五十名なり。

本院は現内閣を信任せず依て茲に之を決議す
其理由は單に「現内閣は國家の重任に堪へざるものと認め自ら處決する所あらしめんことを期す」と云ふに在り。衆議院は開院式の翌二十五日全院委員長及び常任委員選舉の日程を變更し、先づ決議案を議題に供し、發案者の一人鈴木重遠將に其理由を演説せんとするの際、忽ち解散の詔勅に接したり。松方内閣は衆議院解散を奏請すると共に閣員自ら辭表を呈したること、後編記する所の如し。

○貴族院記事 貴族院は開院式の翌日、全院委員長及び常任委員の選舉を行ひ、公爵徳川家達を全院委員長に擧げ、次て臺灣法官罷免事件及び會計検査院事件の質問に移り、幾くならずして衆議院の解散に伴ひ停會の命に接す。

第三章 財政計畫摘要

明治三十一年度豫算は遂に不成立に歸したりと雖も、前後年度の聯絡を明にせんが爲に左に其梗概を録す。

○三十一年度總豫算 明治三十一年度總豫算案に計上する歳入出額、并に前年度豫算との比較左の如し。

	三十一年度	三十年度	比
經常部	一二九、六〇三、三六六 ^円	一一一、四〇六、八一八 ^円	(増)八、一九六、五四七
歳入臨時部	八二、五二〇、七五三	一二八、一一七、八五一	(減)四五、六〇七、〇九八
合計	二二二、一一四、一一九	二四九、五二四、六七〇	(減)三七、四一〇、五五一

經常部	一二六、九七二、一九七	一一〇、五八〇、七五二	(增)一六、三九一、四四四
歲出	一〇三、四六六、三九〇	一三三、〇〇七、四八五	(減)三〇、五四一、〇九五
臨時部	二二九、四三八、五八七	二四三、五八八、二三七	(減)一四、一四九、六五〇
合計			

(註)三十一年度總豫算歲入不足金千七百三十二萬四千四百六十八圓也○前表中には臺灣總督府經費補充金を含まず。

○三十一年度追加豫算 政府は右總豫算の外、二號の同年度追加豫算を編したり。其一は臺灣總督府特別會計補充金にして、他は歲入不足填補の件に關す。其歲入は二號通計二千三百一萬九千八百圓にして、歲出は五百三十六萬五千五百二十九圓なり。

○歲入不足額、増税及負債計畫 總豫算に於ける歲入は普通歲入の外、四千百餘萬圓の公債を募集し、(既定の)三千五百餘萬圓の償金を繰入る。然かも尙一千七百三十二萬四千四百六十八圓の歲入不足を見る。更に追加豫算の歲出を加ふれば、歲入の不足額實に二千二

百六十八萬九千九百九十七圓に達す。政府は其不足を補はんが爲に地租及び酒税を増徴して本年度に九百五十餘萬圓を得、更に一千三百五十一萬餘圓の借入金爲さんとす。第二號追加豫算は即ち此補填計畫に屬するものとす。

○豫算不成立 以上の財政諸案は未だ第十一議會の議に上らざるに方りて議會解散せられ、爲に明治三十一年度豫算は終に不成立に歸す。

第十二回帝國議會

第一章 召集前記

●議員

○衆議院議員總選舉(第五)取締勅令 明治三十一年一月二十二日、衆議院議員臨時總選舉に關する勅命煥發し、其執行期日を三月十五日と定む。此選舉は新立伊藤内閣の下に行はれ、同内閣は當該吏員を誡め、又緊急勅令を發して兇器類の携帶を禁じ、努めて監督の公平を期したり。

○改選議員名錄

當選者氏名左の如し。(此總選舉の後、次回總選舉に至るまで議員に異動なし。)

△東京府(定員十人)

第一區竹内綱○第二區星松三郎○第三區山田喜

之助○第四區濱口吉右衛門○第五區利光鶴松○第六區高梨哲四郎○第七區松田秀雄○第八區田口卯吉○第九區鳩山和夫○第十區堀田連太郎○第十一區淺香克孝○第十二區平林九兵衛○第十三區青木庄太郎○同區中村克昌

△京都府(定員七人)

第一區雨森菊太郎○第二區竹村藤兵衛○第三區江崎權兵衛○第四區奧繁三郎○第五區石原半右衛門○同區山口俊一○第六區神鞭知常

△大阪府(定員十人)

第一區大三輪長兵衛○第二區片岡直温○第三區前川楨造○第四區秋岡義一○同區吉岡直一○第五區中野廣太郎○第六區深尾龍三○第七區出水彌太郎○第八區北田豐三郎○第九區中辰之助

△神奈川縣(定員五人)

第一區島田三郎○第二區山田泰造○第三區德增源太郎○第四區梶尾敬三○第五區安藤龜太郎

△兵庫縣(定員十人)

第一區本城安次郎○第二區山本繁造○第三區團

野記平次○第四區吉田吉十郎○第五區平岡萬次郎○第六區西村眞太郎○第七區岡本松太郎○第八區改野耕三○同區肥塚龍○第九區淺田貞次郎○同區富田仙助○第十區高津雅雄

△長崎縣(定員七人) 第一區富永隼太○同區小川虎一○第二區今村千代太○第三區志波三九郎○第四區草刈武八郎○第五區宮崎榮治○第六區多田通

△新瀉縣(定員十人) 第一區萩野左門○第二區市島謙吉○同區佐藤伊助○第三區高岡忠郷○第四區大竹貫一○第五區波多野傳三郎○同區三輪潤太郎○第六區牧口義方○第七區丸山嵯峨一郎○同區岡田龍松○第八區大瀧傳十郎○同區笠原克太郎○第九區市橋藤藏

△埼玉縣(定員八人) 第一區加藤政之助○第二區片岡勇三郎○同區粕谷義三○第三區長瀬清一郎○同區新井啓一郎○第四區齋藤安雄○同區小澤愛次郎○第五區持田直

△群馬縣(定員五人) 第一區久米民之助○第二區荒川高三郎○第三區

高津仲次郎○第四區木暮武太夫○第五區萩原鏡太郎

△千葉縣(定員九人) 第一區東條喜物治○第二區大塚常次郎○同區四宮有信○第三區櫻井直藏○第四區鈴木儀左衛門○第五區布施甚七○第六區東條彰○第七區永井謙藏○第八區秋山源兵衛

△茨城縣(定員八人) 第一區關信之介○同區桑原政○第二區根本正○同區大津淳一郎○第三區濱名信平○第四區奧村龜三郎○第五區木村格之輔○第六區川村惇

△栃木縣(定員五人) 第一區野澤武之助○第二區新井章吾○同區田村順之助○第三區田中正造○第四區見目清

△奈良縣(定員四人) 第一區中山平八郎○第二區瀧口歸一○同區本間直○第三區磯田和藏

△三重縣(定員七人) 第一區栗原亮一○第二區木村誓太郎○第三區和波久十郎○第四區矢土勝之○第五區尾崎行雄○同區森本確也○第六區深山聳侶

- △愛知縣(定員十人) 第一區鈴木惣兵衛○第二區小室重弘○第三區堀尾茂助○第四區村瀬庫次○第五區横井甚四郎○第六區西川卯吉郎○第七區長阪重孝○第八區鈴木友治郎○第九區浦野錠平○第十區加藤六藏○第十一區村松愛藏
- △静岡縣(定員八人) 第一區福島松太郎○第二區伊達文三○第三區廣住久道○第四區三橋四郎次○第五區寺田彦太郎○第六區松島廉作○第七區江原素六○同區萩原正夫
- △山梨縣(定員三人) 第一區小林七朗○第二區河口善之助○第三區藥袋義一
- △滋賀縣(定員五人) 第一區谷澤龍藏○第二區片岡久一郎○第三區大東義徹○同區西川重威○第四區脇阪行三
- △岐阜縣(定員七人) 第一區大野龜三郎○第二區岸小三郎○第三區森川寛衛○第四區井上源衛○第五區武藤互三○第六區前島丈之助○第七區杉下太郎右衛門

- △長野縣(定員八人) 第一區飯島正治○第二區山田理兵衛○第三區龍野周一郎○第四區上條謹一郎○同區降旗元太郎○第五區早川權彌○第六區中村彌六○第七區皆川四郎
- △宮城縣(定員五人) 第一區藤澤幾之輔○第二區齋藤信太郎○第三區菅原傳○第四區大場長九郎○第五區首藤陸三
- △福島縣(定員七人) 第一區芳賀宇之吉○第二區安部井磐根○第三區河野廣中○同區白石義郎○第四區柴四朗○同區佐治幸平○第五區門馬尙經
- △岩手縣(定員五人) 第一區大隈英麿○第二區小田爲綱○第三區奈須川良平○第四區猪狩八郎○第五區鈴木文三郎
- △青森縣(定員四人) 第一區奈須川光實○同區德差藤兵衛○第二區工藤行幹○第三區菊池九郎
- △山形縣(定員六人) 第一區白田省吾○同區佐藤里治○第二區佐々木宇右衛門○第三區齋藤良輔○同區本間光義○第四區小磯進